

決算特別委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成29年9月20日(水) 午前9時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	常盤	信一	君	副委員長	木野田	誠	君
委員	平原	志保	君	委員	中村	満雄	君
委員	前島	広紀	君	委員	厚地	覺	君
委員	新橋	実	君	委員	塩井川	幸生	君
委員	前川原	正人	君				

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	塩川	剛	君	危機管理監	徳田	純	君
総括工事監査監	有馬	正樹	君	総務部参事	山口	昌樹	君
総務部参事	有馬	博明	君	総務課長	橋口	洋平	君
安心安全課長	有満	孝二	君	財産管理課長	川路	和幸	君
工事契約検査課長	松崎	浩司	君	税務課長	西田	正志	君
収納課長	谷口	信一	君	税務課長補佐	貴島	信幸	君
収納課長補佐	萩元	隆彦	君	総務課主幹	石神	幸裕	君
財産管理課主幹	脇	伸宏	君	秘書広報課主幹	上小園	拓也	君
安心安全課主幹	貴島	俊一	君	総務課主幹	立野	博	君
総務課主幹	中村	和仁	君	工事契約検査課主幹	逆瀬川	修	君
工事契約検査課主幹	野村	博昭	君	収納課主幹	山口	由美	君
税務課主幹	山元	幸治	君	税務課主幹	吉永	利行	君
収納課主幹	齋藤	学	君	安心安全課防災G長	八ヶ代	秋吉	君
財産管理課財政活用G長	三善	智弘	君	秘書課秘書G長	藤田	光治	君
建築住宅課建築第2G長	町田	信彦	君	財政課財政G長	村岡	新一	君
税務課税務Gサブリーダー	岩元	勝幸	君	収納課収納第2Gサブリーダー	松元	祐一郎	君
財政課財政Gサブリーダー	堀ノ内	周作	君	総務課管理G主査	吉村	祐樹	君
財政課財政G主任主事	前田	佳菜子	君				
企画部長	満留	寛	君	企画政策課長	永山	正一郎	君
情報政策課長	宮永	幸一	君	地域政策課長	西	敬一朗	君
溝辺総合支所長	川崎	秀一郎	君	企画政策課長補佐	野崎	勇一	君
地域政策課主幹	笹峯	毅志	君	地域政策課主幹	岡留	博	君
情報政策課主幹	梶	敏行	君	情報政策課主幹	大窪	修三	君
溝辺総合支所地域振興課主幹	長丸	広美	君	企画政策課企画政策G長	森山	勇樹	君
企画政策課男女共同参画推進G長	安楽	尚子	君	企画政策課企画政策Gサブリーダー	唐鎌	賢一郎	君
溝辺総合支所地域振興課地域振興Gサブリーダー	有村	昌明	君	企画政策課企画政策G主査	西村	賢三	君
企画政策課中山間地域活性化G主査	上野	都	君				
市民環境部長	久保	隆義	君	スポーツ・文化対策監	木野田	隆	君
市民活動推進課長	中馬	吉和	君	環境衛生課長	出口	竜也	君
市民課長	佐多	一郎	君	市民サービスセンター店長	高田	正子	君
スポーツ・文化振興課長	赤塚	孝平	君	市民活動推進課道義高揚推進室長	濱崎	利広	君
市民活動推進課主幹	寶徳	太	君	市民活動推進課主幹	宮田	久志	君

市民活動推進課主幹	長瀬 広和 君	環境衛生課主幹	楠元 聡 君
市民課主幹	福田 美希 君	市民課主幹	徳永 浩之 君
市民サービスセンター副店長	安田 信之 君	スポーツ・文化振興課国体準備室長	野辺 貞孝 君
スポーツ・文化振興課主幹	宅間 正明 君	スポーツ・文化振興課主幹	江口 元幸 君
敷根清掃センター場長	大久保 順正 君	環境衛生課環境保全G長	山本 秀一 君
環境衛生課廃棄物対策G長	赤塚 裕樹 君	市民課窓口G長	山内 まゆみ 君
スポーツ・文化振興課国体準備室サブリーダー	崎元 隆一 君	市民活動推進課市民環境政策G主査	田中 智絵 君
環境衛生課環境保全G主査	久米村 博文 君	環境衛生課衛生施設G主査	四元 久 君
市民課準人人権啓発センター副館長	富久 亮二 君	溝辺地域振興課地域振興G主査	上園 和成 君
横川地域振興課地域振興G主査	福原 賀春 君	牧園地域振興課地域振興G主査	重丸 純二 君
霧島地域振興課地域振興G主査	東村 大輔 君	市民活動推進課共生協働推進G主任主事	家村 真吾 君
環境衛生課廃棄物対策G主任技師	榎並 勝 君	福山地域振興課地域振興G主任主事	井之上 誠 君

5. 本委員会の傍聴議員は次のとおりである。

議 員	宮本 明彦 君	議 員	有村 隆志 君
議 員	植山 利博 君	議 員	宮内 博 君

6. 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 徳留 要一 君

7. 本委員会の所管に係る協議事項は、次のとおりである。

議案第64号 平成28年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

8. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（常盤信一君）

ただいまから決算特別委員会を開会いたします。執行部の皆様に申し上げます。時間に限りがございますので、答弁をされる際は結論を先に、そして、その補足説明は簡潔に御発言くださいますよう御協力をお願いいたします。早速、審査に入ります。

△ 議案第64号 平成28年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（常盤信一君）

まず、議案第64号、平成28年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、総括の説明を求めます。

○総務部長（塩川 剛君）

それでは、議案第64号、平成28年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、その概要を御説明申し上げます。平成28年度における本市の財政運営につきましても、普通交付税の合併特例措置や合併特例債の活用期間が終了する平成32年度を見据えながら、霧島市経営健全化計画（第2次）改定等に基づき、財政の健全性の確保に努め、歳入面では、市税等の徴収率向上や使用料等の見直しによる受益者負担の適正化などに取り組む一方、ふるさと納税など自主財源の確保や基金の涵養等に積極的に努めました。歳出面では、第一次霧島市総合計画で掲げた各種施策に積極的に取り組むとともに、既存事務事業の見直しや徹底した経費節減を強力に進めたところでございます。その結果、平成28年度一般会計決算は、歳入総額615億1,465万5,000円、歳出総額589億5,033万3,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、25億6,432万2,000円、さらに、この金額から翌年度へ繰り越すべき財源4億8,900万7,000円を差し引いた実質収支は、20億7,531万5,000円の黒字となりました。また、平成28年度末の市債現在高は、605億4,302万4,000円で、前年度末より約17億円、経営健全化計画の目標値の621億7,342万7,000円より約16億円それぞれ下回り、財源調整に活用可能な財政調整、減債、特定建設事業の3基金の合計残高につきましても、165億5,709万円とな

り、前年度末より約5億円、経営健全化計画の目標値70億円より約96億円それぞれ上回っております。さらに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質公債費比率は8.8%となっており、他の健全化比率同様いずれも国の示す早期健全化基準を下回っておりますことなどから、概ね健全な財政運営がなされているものと認識いたしているところでございます。しかしながら、これまで増加の一途を辿り、合併直後の平成18年度に比べ、約76億円、構成率で11.7ポイントも増加している扶助費などの社会保障費に充てる財源の確保を始め、多額の財源を要する大型事業の実施や経年劣化に伴う施設改修等に備えるため、今後も引き続き、中長期的視点に立って、自主的、自律的に行財政改革を推進し、健全財政を堅持してまいりたいと存じます。以上で一般会計の決算全般についての総括説明を終わりますが、引き続き、決算の概要について財政課長が、税収等の状況について税務課長、収納課長がそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

○総務部参事（山口昌樹君）

それでは、決算概要につきまして御説明いたします。この決算概要につきましては、総務省が毎年度行っている地方財政状況調査（いわゆる決算統計）をベースに分析を行ったものでございます。この調査は、一般会計と公営事業会計以外の会計を統合し、地方財政統計上統一的に用いられる普通会計としてまとめたものでございます。まず、平成28年度決算概要の資料に基づきまして御説明申し上げます。2ページの普通会計決算の総括でございます。決算総額では、歳入総額は615億1,465万5,000円で対前年度比1.4%減、歳出総額589億5,033万3,000円、対前年度比1.0%の減となりました。3ページ、第1表の各指標等をご覧ください。歳入から歳出を差引いた差額である形式収支は、25億6,432万2,000円の黒字となり、形式収支から翌年度へ繰越すべき財源4億8,900万7,000円を差引いた実質収支は、20億7,531万5,000円の黒字となりました。平成28年度の実質収支から前年度の実質収支を差引いた単年度収支は、4億403万1,000円の赤字となり、単年度収支に財政調整基金への積立金、繰上償還金、積立金取崩しを加味した実質単年度収支は、7億1,934万8,000円の黒字となりました。財政力指数は、前年度と同じ0.54で、標準財政規模は、340億9,002万1,000円となりました。また、一般的に3%～5%程度が望ましいと言われている実質収支額の標準財政規模に占める割合である実質収支比率は6.1%となったところです。そのほか、後ほど御説明いたしますが、経常収支比率につきましては、87.3%で、前年度の84.9%と比較して2.4ポイント上回り、実質公債費比率につきましては8.8%で、前年度の9.5%と比較して0.7ポイント改善しております。次に、4ページの財政構造でございます。はじめに、歳入ですが、5ページに歳入をそれぞれの区分ごとにお示ししております。主な内訳を申し上げますと、市税が構成比25.5%（前年度24.6%、0.9ポイント増）決算額156億8,901万4,000円となりました。同様に、地方交付税が25.7%（前年度26.3%、0.6ポイント減）158億2,605万円、国庫支出金が14.8%（前年度14.1%、0.7ポイント増）90億7,217万4,000円、県支出金が7.1%（前年度6.1%、1.0ポイント増）43億6,976万1,000円、繰越金が4.6%（前年度3.6%、1.0ポイント増）28億2,950万3,000円、市債が8.7%（前年度10.1%、1.4ポイント減）53億5,270万円となりました。具体的な項目で申し上げますと、増加の主なものは、繰越金につきましては、純繰越金が5億6,000万円、繰越事業費等充当財源繰越額が2,100万円増加いたしました。県支出金につきましては、児童保護費等負担金が1億700万円、災害復旧事業支出金が1億4,400円それぞれ増加いたしました。市税につきましては、固定資産税が2億3,500万円、軽自動車税が6,000万円それぞれ増加したことによるものでございます。一方、減少の主なものは、市債につきましては、緊急防災・減災事業債が5億2,500万円、臨時財政対策債が4億2,000万円それぞれ減少となりました。財産収入につきましては、企業誘致のために造成した土地売却益が5億5,000万円減少したことなどによるものです。地方交付税につきましては、普通交付税が5億6,800万円減少したことによるものです。次に、8ページの自主財源と依存財源であります。7ページの第4図をご覧ください。市税、基金からの繰入金、繰越金並びに使用料及び手数料などが自主財源で、構成比といたしましては、38.6%でございます。依存財源は、地方交付税及び、国・県支出金並びに市債な

どで、構成比は61.4%でございます。自主財源を増やすためには、その大部分を占める市税収入を増やさなければなりません。また、自主財源の占める割合が前年度の37.9%から0.7ポイント増加いたしました。これは前年度と比較し、市税、繰越金等の自主財源の額が増加したためであり、行政活動の自立性と財政基盤の安定性を確保する上で引き続き自主財源の比率を高める必要があります。次に、一般財源と特定財源につきまして、7ページの第5図をご覧ください。一般財源は地方交付税、市税、地方消費税交付金等でございます。また、市債の3.0%は普通交付税から振り替えられた臨時財政対策債でありますので、一般財源扱いとなります。一般財源等で65.9%、特定財源で34.1%を占めております。特定財源は、国・県支出金、その他の市債等で、それぞれ使用目的が決定している財源であります。次に、経常的収入と臨時的収入につきまして、7ページの第6図をご覧ください。経常的収入は、市税、地方交付税、国庫支出金等でございます。市税は先程25.5%と申し上げましたが、このグラフでは、都市計画税が臨時的収入に分類されるため、都市計画税を除外した税で24.7%となります。同じく地方交付税では特別交付税が臨時的収入となりますので、普通交付税に係る部分で23.2%ということになります。また、歳入に占める経常的な収入が多ければ多いほど、安定的な財政運営ができるということになりますので、このような観点からも、市税あるいは地方交付税といった経常的収入の確保を進めていかなければなりません。続きまして、文章では13ページ、表・図では10ページからの歳出の状況でございます。まず、目的別の歳出状況につきましては、それぞれの年度によりまして、歳出の目的別経費の支出状況が異なりますことから、年度ごとに非常にばらつきが現れます。10ページの第4表でございますが、民生費が34.9%と3分の1強を占め、最も高く、次に総務費17.7%、公債費13.0%、教育費9.1%、土木費8.3%の順となりました。増加した主な項目といたしましては、災害復旧費につきましては、災害発生件数が増加したことによる297.7%の増、総務費につきましては、国分庁舎別館建設に伴う事業費の増等による13.0%の増などがございます。一方、減少した主な項目といたしましては、商工費につきましては、企業誘致対策としての土地購入事業の減等による60.5%の減、消防費につきましては、消防救急デジタル無線設備等整備事業の減等による22.7%の減などが主な項目でございます。次に、性質別の歳出の状況は、11ページの第5表でございますが、義務的経費は53.0%、312億2,298万6,000円で、内訳といたしましては、人件費15.0%、扶助費25.0%、公債費13.0%でございます。次に投資的経費は18.1%、106億5,985万9,000円、その他の経費は28.9%、170億6,748万8,000円でございます。前年度との比較では、義務的経費が3億1,194万2,000円増加いたしました。人件費につきましては、職員数の減などにより1億5,672万9,000円の減、扶助費につきましては、子どものための教育・保育給付事業、障害者自立支援給付事業、障害者通所給付事業などの社会保障費の増により9億1,753万8,000円の増、公債費につきましては、元利償還金の減により4億4,886万7,000円減少いたしました。投資的経費では、9,866万6,000円増加いたしました。国分庁舎別館建設事業等の増がある一方、小中学校施設整備事業や学校給食センター整備事業及び企業誘致対策事業等が減少したことなどにより普通建設事業費では8億3,531万1,000円の減になりましたが、災害復旧事業費では、9億3,397万7,000円の増となり、結果的に投資的経費は増加いたしました。その他の経費では、10億457万円減少いたしました。積立金につきましては、特定建設事業基金への積立金の減などにより8億9,431万6,000円の減、繰出金につきましては、土地開発基金への繰出金の減などにより1億9,622万7,000円の減、補助費等につきましては、放課後児童健全育成事業や立地企業支援事業、国県への返納金の増などにより1億6,562万円の増となったところでございます。次に15ページの経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性を判断する最も一般的な指標として用いられております。これは、歳出の経常的な経費に充当された一般財源等301億3,320万4,000円と経常的に収入される一般財源等345億3,579万5,000円の関係から算出するものでありますが、経常的な支出に充当する財源が多くなれば、臨時的支出に充当することができなくなり、財政構造に弾力性がないということになってまいります。先ほども触れましたように、平成28年度は、前年度の84.9%より2.4ポイント上回り、87.3%となりました。前年度の経常収支比率を上回った要因としましては、扶助費が増加したこと

のほか、普通交付税及び臨時財政対策債など経常一般財源等が減少したことによるものでございます。次に、将来にわたる財政負担として、市債及び積立基金について分析したものでございますが、市債につきましては、14ページの第6表で公債費の財源別内訳等を、第7表で市債残高をお示してございます。第6表の決算額76億4,392万3,000円のうち、一般財源等が73億6,644万5,000円で96.4%を占めており、大部分を一般財源で償還いたしております。第7表では、引き続き借入額を償還元金以下に抑制したことにより、平成27年度末の残高は、622億2,299万円でしたが、平成28年度末では、605億4,302万4,000円となり、16億7,996万6,000円減少いたしました。平成28年度中に発行した市債は、16ページ、第9表のとおり、平成27年度繰越分の借入4億340万円と平成28年度借入49億4,930万円を合わせた53億5,270万円で、そのうち、合併特例債は、28億7,860万円、普通交付税の振替措置であります臨時財政対策債を18億800万円発行いたしております。次に、20ページの第12表積立基金でございますが、平成27年度末と比較いたしますと2億748万4,000円増加いたしております。また、21ページの第13表積立基金残高でございますが、取崩し可能な財政調整基金、減債基金、特定建設事業基金の合計残高は、4億9,742万5,000円増加し、165億5,709万円となりました。市債残高と3基金の状況を経営健全化計画と比較いたしますと、市債残高で約16億円減少、3基金で約96億円の増加となり、順調に財政健全化が進んでいるところでございます。最後になりますが、本市は、全国の類似団体に比べ、自主財源比率が38.6%、財政力指数が0.54と低い上、市税では景気の影響を受けやすい法人市民税が高いなど財政基盤が脆弱であること、また、平成33年度以降は、普通交付税が合併特例措置終了により大幅に減少することや合併特例債を起債することができなくなるなどから、歳入が大幅に減少することは必至の状況でございます。一方、歳出面では、増加し続けている扶助費などの社会保障費が、少子高齢化の進行により今後も増加傾向にあること、類似団体よりも高めの市債残高の縮減に向けた取組が必要であること、敷根清掃センターをはじめ経年劣化等により多くの施設等で大規模改修が必要であること、更には必要不可欠な大型の普通建設事業も控えていることなどにより、今後においても財政需要は目白押しとなっております。このように、厳しい財政状況の中で、本市を取り巻くあらゆる課題の解決に取り組み、市民福祉の向上に努めなければなりませんので、より一層、効果的かつ効率的な財政運営を行っていく必要があります。今後とも、後年度の財政運営に支障をきたさないように、常に中長期的な視点に立って、財政収支の均衡を図り、年度間の財源調整に備えて基金の積立てを行う一方、市債の発行や債務負担行為の設定等については、慎重を期するなど今まで以上に健全財政の堅持に努めていく必要があります。以上で決算概要の説明を終わります。なお、23ページ以降には資料を掲載しておりますので御参照ください。

○収納課長（谷口信一君）

税務課・収納課関係の税収等の決算概要につきまして、御説明いたします。決算附属書は16ページから21ページになります。まず、16ページ、17ページの(款)1、市税につきまして、御説明いたします。市税の調定総額は163億4,008万3,979円、対前年比101.67%で、2億6,813万4,030円の増となっております。科目別の構成割合は、市民税40.39%、固定資産税47.63%、軽自動車税2.63%、市たばこ税5.40%、特別土地保有税0.02%、入湯税0.62%、都市計画税3.31%となっております。市税の個別の収納状況につきましては、まず、個人市民税は、現年課税分が調定額48億8,050万7,906円に対し、収入済額48億2,836万4,213円で、徴収率98.93%であります。滞納繰越分は、調定額1億7,136万7,201円に対し、収入済額5,779万5円で、徴収率33.72%となっております。次に、法人市民税は、現年課税分が調定額15億3,824万1,300円に対し、収入済額15億3,603万7,600円で、徴収率99.86%であります。滞納繰越分は、調定額994万9,618円に対し、収入済額331万489円で、徴収率33.27%となっております。次に、固定資産税は、現年課税分が調定額72億5,884万288円に対し、収入済額71億4,111万6,254円で、徴収率98.38%であります。滞納繰越分は、調定額4億1,674万6,207円に対し、収入済額1億1,271万8,947円で、徴収率27.05%となっております。また、国有資産等所在市町村交付金につきましては、調定額・収入済額ともに1億774万5,500円であります。次に、軽

自動車税は、現年課税分が調定額4億995万8,900円に対し、収入済額4億210万5,330円で、徴収率98.08%であります。滞納繰越分は、調定額2,016万5,598円に対し、収入済額451万792円で、徴収率22.37%となっております。次に、市たばこ税は、調定額・収入済額ともに8億8,173万2,029円であります。次に、特別土地保有税は、調定額・収入済額ともに278万7,300円であります。次に、入湯税の現年課税分は、調定額・収入済額ともに1億138万5,050円であります。次に、都市計画税は、現年課税分が調定額5億708万5,549円に対し、収入済額4億9,914万6,436円で、徴収率98.43%であります。滞納繰越分は、調定額3,357万1,533円に対し、収入済額1,026万3,793円で、徴収率30.57%となっております。また、市税全体では、調定額163億4,008万3,979円に対し、収入済額156億8,901万3,738円、徴収率96.02%で、前年度と比較して0.55ポイントの増となっております。

○税務課長（西田正志君）

次に税務課から決算附属書、16ページ（款）2、地方譲与税から、20ページ（款）9、国有提供施設等所在市町村助成交付金までの収入状況につきまして、御説明いたします。（款）2、地方譲与税は、地方揮発油譲与税から地方道路譲与税まで調定額及び収入済額ともに同額で、合計が6億9,771万7,001円、対前年度比0.47ポイントの減であります。内訳は、（項）1、地方揮発油譲与税が1億6,005万8,000円、（項）2、自動車重量譲与税が3億8,790万9,000円、（項）3、航空機燃料譲与税が1億4,975万円、（項）4、地方道路譲与税が1円となっております。次に（款）3、利子割交付金は、942万8,000円、（款）4、配当割交付金は、2,344万3,000円、（款）5、株式等譲渡所得割交付金は1,341万8,000円、（款）6、地方消費税交付金は、21億9,187万1,000円、（款）7、ゴルフ場利用税交付金は、4,873万3,697円、（款）8、自動車取得税交付金は、6,719万9,000円、（款）9、国有提供施設等所在市町村助成交付金は、240万1,000円の調定額となっており、収入済額も同額であります。（款）3から（款）9までの交付金の合計は、23億5,649万3,697円で、対前年度比9.7ポイントの減となっております。

○委員長（常盤信一君）

総括説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（前川原正人君）

まず、総体的な問題で、本会議でも議論になったんですが、今回、結果的には交付税3億円の減額の影響、そして合併算定替の縮減の影響が2億円であったということで、明らかになったわけですが、類似団体ということで、昨年時点、87自治体をひとつの指標というか参考にされたということだったんですけれど、そのうち面積でいうと11市と。今回28団体ということでおっしゃったんですけれど、その後、議会選出の監査委員からお話がありまして、8団体であったということだったんですが、その辺の8団体というのは、どこであったのかお示しいただければと思います。財政指標の今回の決算概要の中での類団ということでおっしゃったわけですので、そこを具体的にお示しいただければと思います。

○総務部参事（山口昌樹君）

類似団体についての御質問ということでお答えさせていただきたいと思います。平成28年度の決算では、最新の類似団体の数値というのが平成27年度決算の数値になります。平成27年度の類似団体の選び方というのが、まず類似団体が人口と産業構造で分けていくというルールになっておりますので、まずその人口が、最新の平成27年度の国勢調査の人口で分けていますというのがございます。産業構造につきましては、平成22年度の国勢調査の産業構造で分けているというのが、現在の平成27年度の類似団体の出し方でございます。そうしたときに平成27年度の該当する類似団体数が29ございます。霧島市のカテゴリーがⅢ-1というカテゴリーなんですが、そこに該当する団体が最新の類似団体でいくと29ございます。29該当するんですが、28の数字を使っています。それというのが、石巻市が除外してあります。それというのは、御案内のとおり、東日本大震災の関係で石巻市は決算とかの数値はすごく大きいので、極端に桁数も違ったりして大きいので、石巻市は除いて28の団体を使って、総務省が類似団体の数値を公表いたしておりますということでございます。

平成26年度までは、国勢調査は平成22年度ですけれども、87団体だったと。だから、人口のふるい分け等で、それだけ該当する団体が結果的に減っているということがございまして、数字がこのように変わったということで、前回の御質疑の中でもございましたとおり、歳入歳出の規模も、平成26年度の類似団体の歳入歳出規模よりも、今回の平成27年度の類似団体の歳入歳出規模、標準財政規模もそういうことがございましてそういうふうになっていますということで、御答弁申し上げたところでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほど8団体と言ったのは、宮内議員の質疑が終わった後に、質疑の中で類似都市というのはとれだけあるんだということで質疑をしたと思うんです。その中で調べたのかと言ったらその答えがなく、議会選出の監査委員のほうから8団体あるんだよと言われたわけです。霧島市と似たような感じの自治体が8団体あるんだということで言ったもんだから、その8団体というのはどこの自治体になるんでしょうかということをお聞きしているんです。

○総務部長（塩川 剛君）

監査委員事務局のほうで申し上げたという8団体ということについて、私どもも分かりませんが、この場でお答えするというのはちょっと無理かと思しますので後ほどどういったような意味合いで8団体と言ったのかというのは確認させていただきたいと思います。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、類似団体というのはあくまでも、霧島市と同等の人口規模とか、産業構造規模というのを指標にされるというのは当然のことなんですが、問題は、その先日の部長答弁の中でもありましたけれども、面積要件が入っていないと。それは、あくまでも地方財政指数調査等に基づく市町村団体の類似団体ということで、こういうふうにしなさいよという総務省の一つの見解があって、それに見合った形での霧島市のやり方というのは当然あると思うんです。しかし、基準財政需要額の中の算定基礎の中には、面積要件が入っているわけですから、その面積要件がなくなると、膨らんでいくわけです。そここのところは、類似団体とはいっても、面積要件というのは当然入れてシミュレーションするというのが本来のやり方だと思うんですけれど、そこはできないわけですか。

○総務部長（塩川 剛君）

類団のカテゴリーの分け方ということについては、議員のおっしゃるとおり面積は入っておりません。産業構造とか人口とかで決めていきます。普通交付税の算定においては、基準財政需要額の中の算定基準の中で面積というは加味されます。我々霧島市が日本全国の中の似たような都市でどのぐらいに位置するののかという時には、一般的に類団というものを使いますけれども、言われるとおり、普通交付税については面積の部分が加味されている、類団の分類では加味されていないということですので、普通交付税だけを類団の中でどのくらいかと比較するのにとっては、面積が反映されていないので、普通交付税の比較をする分については非常に差異が大きいものになってくるというふうに思います。したがって、みる時には、類団の中で面積が似たような都市と比べればどうかとか、そういった比較はいたします。ただ、比較するものによって見分けないといけないというふうに感じておりますので、その辺の類団のカテゴリーの選び方と、何と比較するののかというところのマッチングを考えながら、類団の中でもこういったところと比較したほうがいいんじゃないか、あるいは、類団以外の一つ上、一つ下のカテゴリーでも似たようなところがあればそこと比較しなければいけないのではないかという話も出てくるということですので、言われるとおり、普通交付税そのものを類団の中でどうかという比較をするのであれば、今のこのカテゴリーの中ですれば面積がばらばらですので、ちょっと不都合があるというところはあるかというふうに思っておりますので、何を比較するののかということに合わせて比較する団体も考えていかなければいけないものというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

言い分はよく分かるわけです。でも、面積要件というのは基準財政需要額の中の算定基礎に入っ

ていて、学校の規模だったり、生徒数だったり、道路だったり、様々な要件が入っていくわけですので、逆にいうと、面積要件を除いてしまうと、結局は霧島市でいってしまうと大体68%中山間地を持っているわけです。だから、同じところをというのなかなか難しいでしょうけれど、類団との比較という点では、その辺は加味されないんですか。面積を加味しなければ、一方は膨らんでいくわけじゃないですか。財政の健全化計画を組み立てていくわけですが、最小の経費で最大の効果をというの当然のことですけれど、今度は基金なんかにしても、最初の計画からいくと、どんどん貯まっていくわけですね。だから、その差というのをどれだけみるのかというのが課題になってくるんじゃないでしょうか。もう一点は、先ほど申しあげました総務省が示している地方財政指数調査等に基づく市町村団体の類似団体の指標ということで、霧島市もみなさいよというふうになっているんですけれど、この中では、面積要件というのはいくつか除外されているという理解でよろしいわけですか。

○総務部長（塩川 剛君）

類似団体の取扱いにつきましては、宮内議員の質疑の時も申し上げたんですけれども、現在経営健全化計画の第参事の準備を進めているところでございます。その中でも、面積要件というのが大きいところがあったりしますので、似たような団体というのをどこと比較したほうがいいんだろうかというところで、その辺の選定については気を遣っているところでございます。ただ、これも5か年でいきますと、類団も変わっていきますので、ずっと同じ類団で比較していけばいいんですけれども、毎年変わっていきますので、ではどこを選ぶのかという話になってきますので、その辺の取扱いを、非常に難しいところではありますけれども、より実情に近く比較しやすいような団体の選定というのはいかにしなければいけないのかなというふうに考えております。

○総務部参事（山口昌樹君）

委員が言われたように、正式名称は類似団体別市町村財政指数表です。その取扱いにつきましては、今、申し上げたとおり、選定の方法としては人口と産業構造区分により設定しているというふうに書いてございますので、もうルールがこうですので、こうだということしかお答えしようがございませんので、よろしくお願いたします。

○委員（新橋 実君）

先ほど収納課のほうから話がございましたけれども、98%から99%とかいろいろありましたけれども、市税全体で見ますと、私が今計算しますと96.01%くらいですけども、市税の滞納者の主な原因、理由はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○収納課長補佐（萩元隆彦君）

原因と申しますか、滞納整理をしていく中で、入ってくる収入より資産を持ち過ぎている分、固定資産の滞納が結構な部分であったり、リストラに遭ったりとか収入不足というところが原因でありまして、ただ我々のほうは、滞納されますと、まず自主納付を促す活動、催告書とか督促を出しまして、その中で納税相談をいたしまして、それでも自主納付に至らない場合、財産調査をしますと、財産調査の中で見つからない方も出てくる場合もありますので、資金不足というところが一番大きな原因ではないかなと思っております。

○委員（新橋 実君）

資金不足というか、結局、リストラとかが原因で支払いができないということが主な原因だということに理解していいですか。

○収納課長補佐（萩元隆彦君）

主なところでいえば、そういうところではないかと思っております。

○委員（新橋 実君）

現年課税については98%くらいということですが、滞納繰越分が非常に少ないわけです。三十数%、これの取組というのはどういうふうな形でされているのかお伺いします。

○収納課長（谷口信一君）

収納課におきましては、納税者が納税しやすい環境づくりと最終的な滞納処分の強化という、この二つを中心に取り組んでいるところでございまして、納税しやすい環境づくりにつきましては、コンビニ収納とか休日相談、それから納税お知らせセンターの開設、納期を広報誌などに掲載したり、各家庭に配ります納期一覧表などで啓発しております。それから、滞納処分の強化につきましては、自主納付をしていただけない方ということになりますけれども、地方税法とか国税徴収法などに従いまして、差押えなどの滞納処分をして、換価して税金に充てていくというような作業を行っております。

○委員（新橋 実君）

今、差押えも出ましたけれど、実際、昨年度、差し押さえされた件数というのはどれくらいあるのか。

○収納課長（谷口信一君）

平成28年度の差押えの件数といいますと、1,471件を差し押さえております。

○委員（新橋 実君）

差押さえも金額も様々だと思うわけですが、一番大きい金額というのはどれくらいの金額があったのか、そこをまず伺います。

○収納課長（谷口信一君）

差押えといいますと、不動産などが入ってきますので、一番大きいのは不動産だろうというふうには考えておりますけれども、約2,000万円ぐらいのものを差押えしております。

○委員（新橋 実君）

滞納者で一番大きい滞納というのは、どれくらいの滞納の方がいらっしゃるのか、そこは分かりますか。

○収納課長（谷口信一君）

今現在一番大きな滞納額といいますと、3,500万円ほどでございます。

○委員（新橋 実君）

入湯税がございすけども、この入湯税というのは、各企業からの申告によるものなのか。どのような形で決まるのか、そこはどうなんですか。

○収納課長（谷口信一君）

入湯税といいますのは、鉱泉の浴場に入られたときに、入湯税というのを払われて、浴場をされている方は特別納税義務者ということで、その方が一旦徴収されて、それを市に納めるという形になりますけれども、言われるように、最終的に企業の方が納めるというような税金になっております。

○委員（新橋 実君）

それは、あくまでも企業からの申告になるんですか。誰がどれだけ入ったかというのは計算もできないわけですが、市のほうが調査をするわけでもないでしょうから、その辺の申告というのはどうなっているのですか。

○収納課長（谷口信一君）

言われたように、法律上はあくまでも申告納付となっております。ただ私どもも、申告納付だからといって全く手放しできたものだけということではなくて、80から90ぐらいの特別納税義務者がおられますので、そういったところとの比較をしながら、額的にどうなのかと比較はしながら、申告を受けております。

○委員（新橋 実君）

この地方道路譲与税というのが1円収入済みで付いているわけですが、これは必要なんですか。どういうふうなお金になるわけですか。

○収納課長（谷口信一君）

これ自体がなくなりまして、何かにプラスされて、新しい課税が全くなくなったんです。後は、

毎年少しずつ出てくるんですが、これはあくまでも滞納された分を徴収した分の市への配分額が毎年入ってくるというような状態になっておりますので、金額的には相当少ない額になってまいります。

○委員（前島広紀君）

収納課にお尋ねしたいんですけども、説明の中で、国有資産等所在市町村交付金がありましたけれども、これは霧島市ではどういうものが該当しているんですか。

○税務課主幹（山元幸治君）

国有資産等所在交付金でよろしいでしょうか。これは鹿児島県と大阪航空局、九州財務局、熊本防衛支局、鹿児島森林管理局、環境省森林管理局からの交付金になります。

○委員（木野田誠君）

たばこ税についてお伺いします。前は9億円、10億円というような税収があったと思うんですが、8億円台に落ちておりますけれども、これの主な原因は何ですか。

○税務課長（西田正志君）

喫煙者の減少によるというのが主な原因というふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

近頃、コンビニとかそういうところにたばこは大体置いてあるんですけども、従来のたばこ屋というところが減っております。コンビニとかそういうところの市外に本社がある会社関係ですね。こういうところからのたばこ税というのは全く入らないんですか、どうなんですか。

○税務課長補佐（貴島信幸君）

一応コンビニ関係は本社での購入になってくると思いますので、うちにくるのは申告書できた分だけということになります。

○委員（木野田誠君）

申告書というのは、例えばコンビニからの分で、たばこ税は交付される部分があるんですか、ないんですか。

○税務課長補佐（貴島信幸君）

本社での一括購入ということになりますと、市内での購入ということにならないので、うちへの交付金には算入されないということになります。

○委員（木野田誠君）

そうすると、いわゆる街中のたばこ屋さんとかそういう所はどんどん減ってきますから、それに加えて喫煙者が減ってくるというようなことで、たばこの税収は、どんどん減ってくるわけです。その辺は仕組みでしょうからどうしようもないんですけども、そこで、愛煙家として一言言わせてもらおうと、この税収を見てもみますと、やはり8億円、9億円というのはほかの税収に比べても、大きなお金なんです。ほかにも、たばこ税より少ないのがありますけれども、やはり喫煙者を納税者ですからもうちょっと大切にしたいと思ったら、庁舎内の喫煙所ももう1個いただきたいという要望をして終わります。

○委員（中村満雄君）

財政課長にお伺いしますけれども、霧島市の類似団体との比較で、財政基盤が脆弱であるという口述がありましたが、その理由として、景気の影響を受けやすい法人市民税が高いということで、この理由がはっきり分からないということと、法人市民税というのは市税の1割ですよ。そこら辺のところの説明をもう一回お願いします。

○総務部参事（山口昌樹君）

財政状況、財政基盤のことについての御質問ということで、まず、先ほど申し上げましたとおり、本市の収入構造ですけれども、市税が約四分の一、普通交付税が四分の一。これで大体半分と。あと、国県の支出金。それと、その他という構造になっております。財政力指数が0.54ということでございます。財政力指数とか、こういうのは類似団体ということで、数値等をお示しいたしてあり

ます。それと比較すると、類似団体までの数値に至っていないということはございますので、そういうこともあるから、今後も財政の健全化に努めていかなければならないという趣旨のことを、最後の締めくくりを書いております。市税の中で法人市民税の割合のことを御質問されたと思います。割合的には、そんなにないのかなということもあるかもしれませんが、総額でいいますと、大きな億単位の法人市民税をいただいております。これについて、景気の変動によって、億単位で税が変動するということがございます。予算編成をするにあたって、歳入はどちらかという厳し目にみます。確実に見込めるものをみて、歳入として上げていきます。そういう中で、億単位の税収が変動するというのは、非常に大きなウェイトを占めるものですから、これは非常に気をつけなといけないということを常日頃考えております。そういうこともございまして、今、委員が御質問されたような表現で最後のまとめということでさせていただいたところでございます。また、法人市民税につきましては、今後も景気の変動等いろいろと変動してまいりますので、さらに注視しながら見積もっていかねばならないというふうに考えております。

○委員（中村満雄君）

ちょっとはっきり分かりにくかったんですが、例えば企業誘致とかで法人が増える。法人からの収入が増える。もちろん景気の影響を受けるということはよく分かるんですけども、法人が増えたら財政基盤が脆弱になるのかというその論法が、もちろん低く見積もって結果として余計な法人市民税が納付されたら、それはよかったという話になるんでしょうけれども、脆弱さとの関わりのところが理解できないんです。

○総務部長（塩川 剛君）

その脆弱であるという部分については、自主財源が低いとそういった意味合いでそういう表現をしているというふうに御理解いただければと思います。先ほど申しました法人市民税ですね。リーマンショックの時だったと思うんですけども、10億円税収がガクッと落ちたといったようなことがあります。それは収入だけでですね。今度は、それに対して法人に対する還付も発生しますので、これは一般財源で戻さないといけないということで、そのときが大体5億円くらいだったと思うんですけども、歳入で10億円、歳出で5億円、約15億円くらいの影響があったというようなことで、法人が誘致して多くくるということについては、それだけ実財源は増えていくんですけども、やはり景気の影響が大きいということがございますので、その辺はしっかり景気状況等も見据えていかなければいけないというふうに考えております。

○委員（中村満雄君）

もう一点、財政課長の口述の最後の辺りで、必要不可欠な大型の普通建設事業も控えていると。ということは非常に具体的に控えているような御発言なんですが、そこに関する発言ができますか。

○総務部参事（山口昌樹君）

大型な普通建設事業ということで、現在も進行系のもものもございます。例えば、総合治水対策です。この事業につきましても、現在も進めながら、また今後も進めていくと。こういう大きな事業もございます。直近でいいますと、国体の関係もございますので、国体の関係の経費等も今後予想されるということがございます。先ほど口述の中でも申し上げましたとおり、清掃センターの老朽化もございますので、それに控えての備えもしておかないといけないということもございますので、そういうこともございまして、このような表現をさせていただいたところでございます。

○委員（平原志保君）

口述書のところで、自主財源を増やすためにはという話が出ていたんですけども、増やさなければなりませんとなっているんですが、目標の数値というのは具体的にあるんですか。多ければ多いほどいいと思うんですけども、今年は幾つというような数字というのはあったでしょうか。

○総務部参事（山口昌樹君）

自主財源についての御質問ということで、まず、自主財源の目標とする具体的な数値がございすかということでしたけれども、現在、具体的な数値は、今のところ持ち合わせていないところで

ございます。ただ、そういうものの、自主財源の確保ということで、現在、歳入確保対策本部というのを合併直後から設けて、自主財源の確保については、ずっと取り組んできているところでございます。例えば、主な財源としましては、市税それと使用料、住宅料、保育料など、こういうものについては収納対策等をワーキンググループを設けて対策等を講じているところでございます。また、新たな財源としましては、広報誌やホームページのバナー広告など、そういうことも取り組んでおります。それと、収納の関係でございますが、口座振替もさることながら、コンビニ収納等の納付の利便性を図るとか、そういうことも取り組んできております。平成28年には、使用料の見直し等も行って財源の確保ということを行ってきております。具体的数字等は申し上げられませんが、こういう今まで続けてきた手法も重ねながら、これを継続しながらいろんなことを組み合わせ、重ねていって、実財源をより確保していくという取組が大事かというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

私は以前も言ったわけですが、公有地の売却ですね。自主財源を取るためには、こういったところをぜひともやっていただきたいと思うわけですが、結構、道路も改良されたりして、道路の横が公有地で残ったり、各水道課が持っている土地なんか結構あるわけですが、利用されていないところも結構あるわけですね。そういったところを、ぜひとも市民の方に売却するとかいう形で税金を取っていただきたい。税金とか収納という形で、市民の方に勧誘していただきたいと思うわけですが、そういったところは、どれくらいあるのか、把握をされているのか、そこをお伺いします。

○総務部長（塩川 剛君）

普通財産が主になりますけれども、財産管理課が所管する分と、道路等に付けば建設部ということになりますので、それぞれでないと、実際に売却できるものがどれほどあるかということについては、それぞれのところでないと判断が難しいのかなというふうに感じております。

○委員（新橋 実君）

財政課長が管理するところでは全然把握はできていないということで、理解していいんですか。

○総務部長（塩川 剛君）

財政課所管のところでは、把握はいたしておりません。

○委員（前川原正人君）

確認の意味でお聴きしたいと思うんですが、これまでの財政健全化計画を見てもみますと、平成20年の経営健全化計画から今日まで見たときに、確かに平成20年が健全化計画で基金が34億円になるであろうと。そして平成21年に20億円、平成22年に12億円、そして平成23年も12億円。平成24年も14億円。平成25年が16億円。それで平成26年が21億円と。そして、その中でも平成26年度の健全化計画では、平成26年度は112億円になるであろうと。そして、平成27年度は88億円になるであろうと。ところが、決算結果を見ると、今回の決算概要にもありますけれども、実際、昨年度、前々年度の決算では、去年が実質160億円と。その前が148億円ということで、今回この165億円ということで、これは安全に運転をしているんですよと。言えばそこまでなんですけれども、本会議でありましたとおり、あまりにも計画との乖離が大きすぎるんですね。ですから、何をお聴きをしたいかという、塩川部長がおっしゃったように、次の第三次の健全化計画では、基金等も含めて検討しなければならないということでおっしゃったわけですが、その意味というのは、健全化計画自体のハードルをもっと下げていくのか、それとも、実質の収支の方を少し調整していくのか、どういう検討という意味で理解をすればいいのか、まだ私はこの理解にちょっと苦しんでいるところなんですけれども、今回のこの決算を踏まえて、次の年度への反省教訓にしなければいけないと思うんですが、それについて基本的な部分ではどのようにお考えなのかをお聴きをしておきたいと思っております。

○総務部長（塩川 剛君）

経営健全化計画につきましては、今、委員からございましたとおり、当初平成20年から平成24年

の5年間。その後5年間。トータルの10年間という計画であった中で、5年間を見据えた計画であったと。また、その後5年経過したのち、5年間の計画、今、二期目ということで、その計画を進めているというところでございます。当初、健全化計画を作るときに、一番問題になりましたのが、やはり当初予算を組み上げるのに、どうしても一般財源が不足する。その部分をどうクリアしていくかということが一番問題でございまして、将来的に、一般財源が当然、当初不足するんですけども、そのときには財政調整基金なり、特定建設事業基金なり、いわゆる貯金を取り崩して形上は予算を組み上げていったというところなんです。そういったような状態がないような予算の組み方をしたいというのを最終目標に持っていくということで、計画を策定しております。ですから、基本的な考え方としては、その部分を変えないと。やはり、収支の均衡を保つということを念頭に置きながら、一般財源を確保していきながら、そういった取崩し等がないような形で、予算を組み上げていければなというところを目標とした形の計画というのを、考えているところでございます。ですから、基本的な考え方としては、従来とあまり大きくは変わらないとは思いますが。ただ、御指摘がございましたとおり、基金残高につきましては、計画上の3基金の残高、それから実際の3基金の残高につきまして、乖離が生じているというところもございまして、現在進めております計画の中で、現在の3基金の状況も踏まえたところで、内容を継続して検討していきたいというふうに考えております。詳細につきましては、今後検討していく中でどういった取扱いをするかというのは決めていきたいと思っております。いずれにしましても、その乖離が生じているということ自体については、念頭に置いた計画策定ということに取り組んでいくということでございます。

○委員（前川原正人君）

やはり、結局市民の皆さんが要望を出すと予算がないというのが口癖になっています。全部使えとは言いませんけれど、やはり身の丈に合った、安全運転をしなければいけないですけど、財政再建団体になるようなことがあってはならないですが、安全運転はしつつもやはり市民のための暮らしを応援するようなそういう予算組みという、突発的なこともありましようけれど、そこを言いたいわけです。ずっと貯めるだけが能ではなくて、やはり必要な部分については使っていくということが必要ではないのかなということをお願いしておきたいと思っております。それともう一点は、臨時財政対策債ですけど、これは10数年になるわけです。国の借金を少しでも減らすために市町村に折半で起債を起した場合は臨財債でお願いしますよと、しかし交付税の措置として後で対応するよというのがあるのですけれども、先日の本会議の中でもありましたけれども理論算入として17億2,000万円は入っているよというようなことをおっしゃったのですが、結局は今までの臨財債で市債を起した分についてはすべて交付税で全部帰ってきているという理解でよろしいですか。

○総務部長（塩川 剛君）

前段で申された基金の関係なのですけれども、先ほど中村委員のところでも申し上げましたとおり、例えばリーマンショックといった大きな経済状況の変化が生じた場合、税収で10億、それから還付と霧島市独特の企業立地環境がありますのでそういったような還付等も発生するというので、そこで10億以上の思わぬ経費、これは全部一般財源で対応しないといけないということになりますので、そういったようなこともありますのでやはり基金は必要だということでございまして、全部使うというようなそういうつもりは全くございませんので、あくまで健全財政を目指す中で管理していきたいと思っております。それから臨時財政対策債でございまして先般の一般質問でも申し上げましたとおり、理論償還ということでございまして、これにつきましては、しっかり償還額の実績に応じて算入していくパターンと理論で償還していくパターンとあります。全国自治体で、民間等で借り入れた場合、利率とか償還の期間とか違いがございまして、そういったこと等を踏まえてかと思っておりますけれども、理論償還ということで算入されています。実際、理論償還ですので戻したそれもあるわけなのですけれども、比較しますとある意味それ以上実際の償還上は交付税で入ってきているということですので、償還分は交付税で算入されていると理解していただければ結構かと思っております。

○委員（塩井川幸生君）

財産収入で企業誘致のために造成した土地売却益が5億5,000万円減少したという報告があったのですが、内容を教えてください。

○総務部参事（山口昌樹君）

財産収入の平成28年度決算において、平成27年度決算と比較した時に大きく落ちていると、減額になりましたということを表記いたしました。企業の関係ということで小田工業団地の売り払い、これが平成27年度にありましたので、すごく大きいわけです。平成28年度と比べるとそれだけ大きな規模があったということで一例ということでそのような表現をさしていただいているところがございます。

○委員（木野田 誠君）

教育費についてちょっとお伺いしたいのですが、教育費の構成比が9.1%という数字が出ているのですけれども、以前は10%以上あって、この9点何%というのは結果論として、最初いろんな費用の構成をされる時に教育費は何%ぐらいの予算で組むとかいうような形で何はいくらぐらいの予算で大体組んでいこうとされると思うのですが、決算で9.1%というのは当初の予算とかそういうのを比べてこれは高いのですか低いのですか、私はちょっと教育としては低いような気がするのですけれども。結果としてどうなのですか。

○総務部参事（山口昌樹君）

決算の概要で目的別の分析ということで御説明させていただきました。目的別に見ますとその団体、団体によって特性等があるものですから、非常に大きな違いも、差が出てくるところもございます。平成28年度決算では中央高校の体育館とか大きなハード事業等も入っておりますので、規模的にはそれなりの規模の決算額ではないかなというふうには認識をいたしております。

○委員（木野田 誠君）

私が申し上げたいのは9.1%の教育費では少ないのではないかなということを申し上げたかったのです。

○総務部長（塩川 剛君）

平成29年度版地方財政白書ビジュアル版というもので見てみますと、全国的にも市町村としては教育費が大体10%ぐらいですので、年によって動きはあろうかと思えますけれども、だいたいその線ではないかなというふうには考えております。ちなみに平成27年度が10.5%、平成28年度が決算ベースで9.1%ということですので、年度によって動きはありますけれども概ね全国レベルでないかなと考えております。

○傍聴議員（宮内 博君）

2点ちょっと確認の意味でお尋ねさせてください。決算附属書の2ページに関係してありますが、今回、決算では実質収支が約20億円ということで報告をされております。その約半分を占めるのではないかということをお聞きするのですけれども、一つには地方消費税の交付金の関係です。収入済額が21億9,187万円ということでありまして、予算現額は20億円ということでありまして、差額1億9,187万1,000円未計上であります。それから、地方交付税が収入済額158億2,605万円ということで予算現額からいたしますと8億513万1,000円未計上と、この二つで約10億円。ですから、実質収支の半分ぐらいを占めることになるわけです。一つは消費税の交付金が最終的に決定した時期、その確認をお願いします。そして、予算計上できなかった理由。それから地方交付税についても同じようなことでお聞きをするわけですが、これまでも議論を重ねてきたところでありまして、なぜ見直しがされないのかという点についてお答えをください。

○税務課長補佐（貴島信幸君）

地方消費税については、年4回の交付になります。交付時期は6月、9月、12月、3月ということになります。それでの交付になりますので、3月分は、予算は最終的には見込みでの計上で予算額はなっております。日付までは押さえていないのですけれども、3月期の交付は11月分から1月分の交付分ということになりますので、確認は取りまして2月の末ぐらいにきまして3月にな

って、議会中くらいに交付がされていると思います。

○総務部参事（山口昌樹君）

特別交付税の件につきましては、3月の交付決定の日になが3月補正の予算編成上間に合わなかったためにその分が3月補正の中には加味されておりません。そのことにつきましては、従前から総計予算主義のことで議論をいたしているところでございます。こちらとしましては、総計予算主義、歳入歳出の混交又は相殺せず収入、支出ともにその全額をそれぞれ計上するというところで総計予算主義には抵触しないということで3月補正の中では計上いたしてないところでございます。また、特別交付税の交付決定がまいった後に市長から議長あてに特別交付税の決定額についてはこういう金額でありましたということでお知らせということで文書を出しているところでございます。それで今まで運営をいたしてきております。

○傍聴議員（宮内 博君）

結果的に議論をしていないのです。決算の中で報告をするということですねばいいという、そういうことにしているというところは、やはり議会の関係で間に合わないということでおっしゃっているわけけれども、6月議会でも、いわゆる専決で処分せざるを得なかったという形で報告をして前年度の予算に歳入として入れるということで正確な推計をしていくことの一つの指標にはなってくると思うのです。先ほど部長は、今後の経営健全化計画の関係で基本的な方針は変えないということであったけれども、収支の均衡をきちんと保っていくような、そういうことはやっていきたいとおっしゃるわけでありますので、そここのところも含めてそれはぜひとも改善をしていただきたい。同時に地方交付税の推計などについても経営健全化計画の中で示している本文からすると、例えば平成26年の経営健全化計画の中で示した地方交付税の予定額ということで見ますと137億円です。実際には158億円が歳入されたというのが今度の決算の結果なのですけれど、約20億円ここで開きがあるわけです。ですから、結果的にはそういう形で実際、財政が非常に厳しいと言われるけれども結果では、平成26年の経営健全化計画では70億円ということに示されていた3基金の合計額は165億円と報告されているわけですから、その辺はもう少し現実に見合った対応を要請したいと思いますが、部長、どうですか。

○総務部長（塩川 剛君）

特別交付税の関係につきましては、まず最終的な交付金額が判明する時期というのが3月の会期中でございます。それから年度末でございまして、これらを財源として予算を計上し実施すべき緊急の事案というものもなかったことから当該差額につきまして例年どおりの取扱いで補正予算の計上を行わず決算剰余金の一部として繰越しをしたというところでございます。なお、先ほど財政課長が申しましたとおり地方自治法第210条の総計予算主義につきましては歳入歳出を相殺してはいけない、混交してはいけないというようなこと等でございますので、収入すべてを歳入予算に、支出すべてを歳出予算に計上することとして相殺勘定後の金額を予算計上してはならないという趣旨でございますので、この取扱いにつきましてはこれまでも申しておりますとおり総計予算主義の規定には抵触しないものと認識いたしているところでございます。それから、経営健全化計画を策定していく上での交付税の見方でございますけれども、交付税につきましては歳入予算全体の4分の1を占める大きな割合を占めるものでございます。したがって、そこで大きな見誤りをするとか全体に大きな影響をするということ、それから、四分の一を占めるがゆえにあまり過大な見積りというのも財政運営をしていく上ではちょっと控えなければならないのかなというふうなところでもございます。そのようなことで計画を作る上では必然的に低め低めの設定といくのを念頭に計画を作っていくということになります。そういうふうなことでこれまでについてはそのような差が生じてきたものかなというふうに感じております。ただ第3期の経営健全化計画を作る上でもこの交付税をどういうふうにみるのかということが非常にネックになるかと思っております。先ほど申しましたとおり、あまり過大な見積りとなることも心配でありますし、かといってあまり大きな乖離を生じることもまた実態と合わないというようなこと等にもなりかねませんのでその辺についてはさ

らに慎重な判断をしていって推計していく必要があるのではないかなと感じております。

○総務部参事（山口昌樹君）

先ほど特別交付税の交付の日付けはいつかということがございましたので、それにつきましては平成29年3月17日付けでございます。

○傍聴議員（植山利博君）

人件費が対前年度比1億5,672万9,000円減となっていますけれども、この要因、背景をお示しいただけませんか。

○総務部参事（山口昌樹君）

大きな要因ということだと思います。先ほどの口述の中でも少し触れたのですが、職員数の減というのが非常に大きいということで、職員数の減だけではないのですが、大きなのは職員数の減です。

○傍聴議員（植山利博君）

具体的に、平成27年度から例えば正職員が幾ら減って臨時職員が幾ら減ったというような。

○総務部参事（山口昌樹君）

人件費ということで、職員数が11名減っているということがございます。それが非常に大きな要因であるということで御理解賜りたいと。

○傍聴議員（植山利博君）

ここ3,4年の傾向がわかっておればお示してください。

○総務部長（塩川 剛君）

3,4年の人件費の内訳と動向ということで、総務で準備させていただきたいと思いますので時間をください。

○委員（宮本明彦君）

附属書の57ページ、雑入、生活保護費返納金、ここ数年、収入未済額が9,400万ということでここ数年大分増えてきているという感じなのですが、増えている理由、それと減らしていく対策というのがあればお知らせいただければ。

○総務部長（塩川 剛君）

申し訳ございません。生活福祉のほうで聞いていただければ。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで総括に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時55分」

「再 開 午後11時08分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの総括の部分について、発言を求められておりますのでこれを許可をします。

○税務課長補佐（貴島信幸君）

先ほど宮内委員より質問がありました地方消費税の納入日ですけれども4回目が議会中とお答えしましたが、日付は3月13日に本市へ4回目の納入があります。

○委員長（常盤信一君）

それでは次に総務部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（塩川 剛君）

総務部関係の平成28年度一般会計決算について、御説明申し上げます。総務部では、総務課をはじめとする9課のほか、各総合支所の地域振興課の予算の一部を所管いたしております。平成28年度の総務部関係の主な施策として、まず、総務課につきましては、市町村合併による行政庁舎本館の狭あい化を解消し、窓口スペースの確保や機能の集約、市民サービスの向上を図るため、行政庁舎別館を建設しました。また、職員の健康管理や研修に関する事業を実施したほか、自治会長等への文書発送事務及び無料法律相談事業等を行いました。安心安全課につきましては、交通事故の抑止対策として、道路反射鏡や防護柵等の交通安全施設のほか、通学路の安全を確保するために安全灯の整備を行うと共に防犯灯のLED化を推進する為に補助金の増額を行いました。また、防災面につきましては、市民へいち早く、正確に防災情報を伝達するための手段として、防災行政無線と地域が整備されている地域コミュニティ無線との接続を平成26年度から段階的に行っており、平成28年度は横川・霧島地区の整備を行い、これをもってひととおり全体的な整備が終了したところでございます。秘書広報課につきましては、広報きりしまの発行のほか、ホームページやラジオ広報事業等により市政の情報発信の向上に努めたほか、市勢の発展及び市民生活の向上に顕著な功績があった方、又は永年貢献された方並びに各種大会等で優秀な成績を収められた方など、191の個人・団体に対し、市民表彰式において、表彰状の授与を行いました。財政課につきましては、「霧島市経営健全化計画（第2次）改定」に沿った財政経営を基本とし、平成32年度の合併特例措置終了に伴う普通交付税の段階的な削減が始まった中、自主財源の確保や予算執行の効率化などに積極的に取り組むとともに、基金の涵養や市債残高の縮減を図るなど、財政の健全性の確保に努めてまいりました。財産管理課につきましては、普通財産の管理事務や物品調達等の入札事務等のほか、霧島市公共施設管理計画の着実な実行に向け、庁内の推進本部及び有識者による推進委員会において各施設個別に今後のあり方を検討するとともに、地域の皆様と意見交換会を開催しました。工事契約検査課につきましては、関係法令等に則り、公共工事の品質確保に取り組み、公正で透明性・競争性のある入札制度の推進を図りながら、公共工事及び関連する業務委託の入札を執行すると共に基準に基づく完成検査や監督指導等を適切に行うことにより、契約の適正な履行の確保に努めました。そのほか、税務課につきましては、納税義務者の的確な把握及び公平で公正な賦課に努めているところでございます。また、譲与税・交付金の受け入れ業務も行っております。収納課につきましては、市税等の安定確保について、納期内納付を促進するとともに滞納繰越額の更なる縮減を図り、税負担の公平性を担保しつつ、滞納処分の強化を行い、徴収率の向上に努めてまいりました。また、隼人地域振興課及び各総合支所地域振興課の所管する関係事務事業につきましても適正に実施し、それぞれ成果を挙げたところでございます。各施策の詳細につきましては、この後、主要な施策の成果等に基づき、各課長が説明いたしますので、御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○総務課長（橋口洋平君）

総務課関係の決算につきまして、御説明いたします。はじめに、主要な施策の成果の2ページをお開きください。職員健康管理事業につきましては、定期健康診断や人間ドック、保健指導などを実施し、職員の心身の疾病予防や早期発見、早期治療につなげ、職員の健康保持、増進を図ってまいりました。なお、職員が気軽に相談しやすい体制づくりとして、ストレスチェックや電話相談、研修などを包括的に業者委託し、密接に連携を図りながら、職員のメンタルヘルス対策に取り組んだところであり、平成28年度はグループ長以上の管理監督者に対するメンタルヘルス研修を実施したところでもあります。職員研修事業につきましては、職員の能力開発・資質の向上を図り、時代の変化に適応できる人材の育成を目的として、各種職員研修を行い、延べ2,077名が参加いたしました。次に3ページの自治会長宛文書発送事務につきましては、900自治会の加入世帯へ市の情報等を掲載した文書（広報誌・各種イベントチラシ等）を年間22回発送してまいりました。無料法律相談事業につきましては、相続、金銭トラブル、離婚問題などで悩みを抱えている方のために、毎月、国分2回、隼人1回の計3回行い、平成28年度の利用者は199名でございました。次に4ページの国分庁舎別館建設及び既存庁舎改修事業につきましては、無事故で工事を終え、平成29年4月の開所式を

経て一部供用開始、同年5月から全面供用開始となりました。課題であった、福祉部門の窓口スペースの確保や、教育委員会などの集約により、市民サービスの効果的、効率的な提供に資することができました。また、法改正等に伴う既存庁舎の改修についても、一部繰り越して本年度までかかりましたが、すべて工事完了しております。個別の工事等の内訳については、資料のとおりとなっております。以上で総務課分の説明を終わります。

○安心安全課長（有満孝二君）

安心安全課関係についてご説明いたします。主要な施策の成果について、御説明いたします。平成28年度決算に係る主要な施策の成果の5ページをお開きください。始めに防災関連事業について、御説明いたします。まず、自主防災組織育成事業でございますが、防災対応上特に重要となります地域の防災力向上のため、自主防災組織等に対する防災出前講座の実施や自主的な防災訓練への支援を行っております。なお、平成28年度は各地区の防災力強化を図るため、県が実施する地域防災リーダー養成講座へ7名が受講され、地区の防災力強化へ努めたところでございます。次に、防災行政無線運営事業でございますが、災害時の情報伝達の迅速化を図ることを目的として、市内222か所に設置いたしました同報系防災行政無線（デジタル）と自治公民館又は自治会が整備された、地域コミュニティ無線を接続し、市民に対し防災情報等を迅速かつ確実に伝達できるように整備を行っており、平成28年度は横川・霧島地区と牧園・隼人地区の一部の接続を行いました。平成28年度までの地区ごとの整備により、ひととおり全地区のコミュニティ無線と防災行政無線の接続を完了したこととなりますので、今後は国分・隼人地区の残り新たにコミュニティ無線を整備された地区自治公民館及び自治会への接続を行ってまいります。続きまして、災害時重機借上事業でございますが、災害によって流入した宅地の土砂等について、二次災害の防止などを目的とし、当該土砂等の除去に使用した重機の借上げ料を助成するほか、応急処置のためのビニールシートや土のうなどの原材料を支給しており、平成28年度は、5件の重機借上げ及び3件の原材料支給を行っております。続きまして6ページをお開きください。交通防犯関連の事業について、ご説明いたします。まず、交通安全施設整備事業でございますが、平成28年度中の具体的措置として地区ごとに整備状況をお示ししております。合計で、道路反射鏡（カーブミラー）52基、防護柵（ガードレール・ガードパイプなど）36か所・約559.1m、区画線49か所、18,986mを整備いたしております。続きまして、7ページをご覧ください。安全灯設置事業でございますが、本事業は集落間における生徒の通学路の安全を確保するため、明かりのない場所に安全灯を設置することで、犯罪の未然防止を図ろうとするものでございますが、平成28年度は新設21基、LED照明器具への交換121基を整備したところでございます。以上で、安心安全課の決算に係る主要な施策の成果についての説明を終わります。

○総務部参事（有馬博明君）

秘書広報課の関係についてご説明いたします。主要な施策の成果の8ページを御覧ください。まず、広報きりしま発行事業につきましては、霧島市からの情報発信として広報きりしまを上旬号12回、お知らせ版10回を発行いたしており、市民に対して市の施策や事業、イベント情報を伝えることができました。結果として県や全国の広報コンクールで高い評価をいただきました。次に、ラジオ広報事業につきましては、FMきりしまに委託して、各種イベントや市政情報などについて放送いたしました。また、各報道機関に、市内で開催するイベント情報等を積極的に提供し、情報発信に努めてまいりました。9ページの出前講座事業につきましては、平成28年度は63講座を開設し、3万人を越す参加を得ることができ、市政の充実、意識啓発が図れたものと考えております。市政功労者表彰事務事業につきましては、市制施行日に近い平成28年11月5日に表彰式を挙行し、市政発展に功績のあった方や永年勤続、各種大会等の成績優秀者の皆さま、191の個人・団体に表彰状の授与をさせていただき、市民へのまちづくりへの意識の醸成が図られたと考えております。以上で秘書広報課の説明を終わります。

○総務部参事（山口昌樹君）

財政課に関わる、平成28年度決算に係る主要な施策の成果等について、御説明申し上げます。主要な施策の成果10ページ財政運営を御覧ください。先ほど決算概要において、御説明いたしましたので割愛させていただきますが、平成26年12月に改定いたしました、霧島市経営健全化計画（第2次）改定に沿って、平成32年度の合併特例措置の終了などに備え、自主財源の積極的な確保や、基金の涵養に努めるとともに、使用料等や事務事業の見直し、実施事業の精査、事務経費の更なる抑制、事務執行の効率化及び市債残高の縮減に取り組んだところでございます。以上で財政課分の説明を終わります。

○財産管理課長（川路和幸君）

財産管理課関係について御説明申し上げます。平成28年度決算に係る主要な施策の成果の11ページを御覧ください。まず、財産管理業務では、建設部を除く各課等からの依頼を受けて、土地の分筆、所有権移転等の登記を行っております。平成28年度は12件の依頼がありすべて完了いたしました。また、各課等からの依頼による物品調達等に係る入札は152件を執行いたしました。このほか、主に国分庁舎で共用使用しております公用車16台につきましては、グループウェアなどを活用して、効率的な運用と適切な管理に努めてまいりました。次に、霧島市公共施設管理計画の推進につきましては、公共建築物の保有量適正化に向け、平成31年度までの第一期前期5年間の対象施設（案）について、庁内の霧島市公共施設マネジメント計画推進本部において、各施設個別に今後の在り方を検討し、市としての考え方を整理いたしました。また、計画の着実な実行を図るためには、地域の皆様のご理解が不可欠であることから、市内各地区での意見交換会を計画し、平成28年度においては、福山地区2か所で実施いたしました。以上で財産管理課分の説明を終わります。

○工事契約検査課長（松崎浩司君）

次に工事契約検査課の関係について御説明いたします。決算書の112～113ページの土木総務費、決算に係る主要な施策の成果の12ページをお開きください。工事契約検査課の決算につきましては、決算書の土木総務費の中に含まれておりまして、予算現額620万3,000円に対し、支出済額614万6,847円となっております。主要な施策の工事・委託検査事務につきましては、具体的措置として、685件の検査を実施し、うち工事検査件数は411件、委託検査件数は274件となっております。成果として、市が発注する請負工事、工事に係る委託業務の完了や一部完了を工事検査基準等に照らし検査し、目的物が設計図書どおりに完成したことを確認することにより、目的物の品質の確保と受注者の技術の向上につなげることができたと考えております。次に、入札制度改革等につきましては、具体的措置として431件の入札等を執行し、うち条件付一般競争入札の電子入札は184件になっており、総合評価落札方式については5件を執行いたしました。また、前年度に引き続き、国・県に準じて労務、技術者の単価の特例措置やインフレスライド条項の適用措置を講じたところであります。成果として、平成26年度より開始した電子入札の全件試行については、特に運用上の支障もなく実施でき、入札の透明性・公平性がより一層図られており、労務・技術者単価の特例措置やインフレスライド条項の適用措置を講じたことで、品質確保や人件費充当への適正な対応が可能になっております。以上で、工事契約検査課所管の事業についての説明を終わります。

○税務課長（西田正志君）

次に税務課の歳出決算に係る概要につきまして、御説明いたします。決算書は7ページ、決算附属書は72ページから75ページ、決算に係る主要な施策の成果は13ページから15ページになります。市税の課税につきましては、公平で公正な賦課を基本に、適正な課税処理を行うよう努めてきたところでございます。まず、決算に係る主要な施策の成果13ページ、表の一番右側に記載しておりますとおり、現年課税調定額の前年度比は、市民税のうち個人市民税が102.18%で2.18ポイントの増、法人市民税が97.68%で2.32ポイントの減となり、市民税全体では1.07ポイントの増となりました。次に、14ページ、諸税の現年課税調定額の前年度比は、軽自動車税が118.48%で18.48ポイントの増、市たばこ税が99.16%で0.84ポイントの減、入湯税が95.12%で4.88ポイントの減となりました。なお、譲与税及び交付金関係につきましては、14ページ下段に記載のとおりでございますので御覧

ください。次に 15ページ、固定資産税の現年課税調定額の前年度比が土地・家屋・償却資産合計で 103.44%、3.44ポイントの増となり、内訳としましては、土地が4.55ポイントの減、家屋が2.65ポイントの増、償却資産が15.51ポイントの増となりました。都市計画税の現年課税調定額の前年度比は100.62%で0.62ポイントの増となりました。以上、税務課関係の歳出決算に係る概要につきまして、説明を終わります。

○収納課長（谷口信一君）

次に収納課の歳出決算に係る概要につきまして、御説明申し上げます。決算附属書は72ページから75ページ、決算に係る主要な施策の成果は16ページ、になります。収納課におきましては、税の公平性の確保・納税秩序の維持のため、納税者が納税しやすい環境づくりと滞納処分の強化の二つを主軸に置き、適正な収納管理と更なる徴収業務の推進を図り、財源確保に努めているところであります。納税者が納税しやすい環境づくりにつきましては、納期内納付・自主納付促進のため、口座振替納付を推進するとともに、コンビニエンスストア収納の実施により、24時間いつでも納付できる環境を整え、納税の利便性を図りました。また、平成24年度から取り組んでおります納税お知らせセンター業務や毎月1回の休日納税相談日の実施についても継続して行っているところです。滞納処分の強化につきましては、徹底した財産調査の結果、預貯金や給与、不動産などの財産を1,471件差し押さえて、約5,112万円を換価し、市税等に充当するなど徴収強化に取り組んだところです。このほか、差押え可能な財産の判明しなかった者については、執行停止をいたしております。これらの継続した取り組みの結果、平成28年度におきましては、市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の徴収率は、それぞれ昨年度を上回ったところであります。以上で、収納課の決算に係る概要につきまして、説明を終わります。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

総務課にお伺いします。総務課の委託契約の実施状況で契約が一般競争入札と随意契約がありますが、これはどのように決めているのかお伺いします。

○総務課長（橋口洋平君）

総務課関連の委託でございますけれども、委託工事契約の実施状況の資料2の1ページの例えばレントゲンや健康管理につきましては例年契約しているところと契約しております。これにつきましては長年契約していることもあり、データの収集等がし易いということから随意契約をしているところです。また、工事関係や自治会への文書発送等につきましては、可能な限り一般競争入札を行っているところです。

○委員（新橋 実君）

文書発送業務についても一般競争入札と随意契約と別々の方法となっている。この契約の基準はどこで判断しているか。

○総務課主幹兼文書法制グループ長（立野 博君）

3ページの自治会長宛て文書発送業務等につきましては、基本的には一般競争入札を基本としておりますが、国分地区分については随意契約となっております。これは、当初一般競争入札で野間運送さんと契約をしましたが業務履行できない部分がございます。発送するための時間的な制約があったため急遽、随意契約で佐川急便と契約したものでございます。そのあと3段目4段目は、一般競争入札でございます。そのほかの例規システムデータ更新はパソコン上の例規システムの更新ということで、特定の専門的なものですから随意契約を行って契約したのものでございます。あと顧問弁護士の業務委託につきましても長年本市の顧問弁護士業務をしているため随意契約としたところでございます。以上です。

○委員（新橋 実君）

大手のところと契約するのもいいですけど、地元にも運送業者は結構いらっしゃると思うわけで

すが、配慮というのはされていますか。

○総務課主幹兼文書法制グループ長（立野 博君）

一般競争入札をするに当たっては、国分地区、隼人地区、牧園地区、福山地区、横川地区で一般競争入札をしますので、基本的にはどこの業者でも条件を満たされれば参加していただけることになっております。結果的に2社もしくは3社集まりまして一般競争入札しているところでありませう。

○委員（新橋 実君）

私が言いたいのは、佐川急便は大手ですよね。地元業者がどれぐらい入るのですか。そういったところに通知は出されているのですか。地元業者がいらっしゃらなければ仕方がないと思いますが、地元業者への配慮がされているのかというところですか。

○総務課主幹兼文書法制グループ長（立野 博君）

野間運送は隼人の業者でありますし、横川地区に関しましても地元業者と契約しています。最終的には入札で決まっております、大手が入ったり地元が入ったりということになっています。

○委員（新橋 実君）

地元だけでは対応できないのですか。そこを確認したいのですが。

○総務課主幹兼文書法制グループ長（立野 博君）

地元業者で入札に参加していただければ結構です。ちょっと部数が多い地区とかありますけれども、少ない地区でも参加していただければと考えています。

○委員（新橋 実君）

入札に参加できればではなくて、地元業者に配慮した入札の制度にはできないのですか。地元業者という意味で地元本社を置くとかいろいろなやり方があると思います。入札に大手も入るような形になっているから大手が入ってくるので、そのような方法はとれないのですか。部長どうですか。

○総務部長（塩川 剛君）

過去に地元業者と契約したケースもございますが、文書が届かないとかいう事案もございます。過去の経緯等も踏まえた上で競争入札を行っておりますので、そのような一面では配慮をしたという経緯もございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○委員（新橋 実君）

そのようなこともあったかと思ひますけど、今後は地元の方にもしっかりとこのような業務があることを周知していただいて、やはり公共の配達物ですので地元の方にできるだけ入っていただきたいので、配慮をお願いしたいと思ひます。要望しておきます。

○委員（前川原正人君）

成果の方の総務課関係です。人間ドックや定期健診等を行われてはいますが特に特徴的なのはメンタルヘルス研修受講者が平成27年度の決算では478人ですが、今回の決算では252人で226人のマイナスとなっています。どのように分析をされていらっしゃるのかお示しいただきたいと思ひます。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（石神幸裕君）

メンタルヘルスの研修受講につきましては、平成27年度は全職員を対象に行いました。平成28年度につきましては、管理監督者のマネジメント能力が必要ということで、対象者をグループ長以上の管理監督者に絞りまして研修を行ったところでございます。

○委員（前川原正人君）

了解しました。もう1件ですが、先ほど口述で安心安全課になりますけれども、接続がすべて終わったということで、今後のメンテナンスですね。地域のコミュニティ無線ができて、市もその無線で防災行政無線を網羅するというので、今後の老朽化が進んだときの対応策をどのように考えていくのか、その辺についてお示しいただければと思ひます。

○安心安全課長（有満孝二君）

防災行政無線とコミュニティ無線のほうの接続の部分で、コミュニティ無線の親機には防災行政無線と繋いでいる関係上、市が毎年保守を行っているところでございます。委員が言われるのは、

各家庭にある個別受信機のことと思いますが、現在の個別受信機につきましては、仕様が自治会及び個人の物となっておりますので現在のところ市といたしましては保守は考えていないところでございます。以上でございます。

○委員（平原志保君）

コミュニティ無線のことで確認ですが、霧島地区の一部接続ができていますが、公営住宅のところで県営住宅が混在しているサンビレッジの件はどうなったかお分かりですか。霧島市にある公営住宅ですが、そこは県営住宅なのでコミュニティ無線は入れられないということで設置されていないと聞いていますが解決したのでしょうか。

○安心安全課長（有満孝二君）

サンビレッジの件につきましては、市民活動推進課の方が中心となって動いている状況であると思っています。

○総務部長（塩川 剛君）

サンビレッジの件につきましては、先ほど安心安全課長が申し上げましたとおり市民活動推進課と霧島総合支所が中心となって動いておりますので、総務部としては詳しくお答えしかねます。原課のほうに繋いでおきますのでそちらのほうで再度質問をお願いいたします。

○委員（新橋 実君）

総務課のほうですが、長時間労働者が10名となっておりますが、この10名の内訳と申しますか、どの課でどのような作業をしてどのくらいの労働時間になっているかお伺いします。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（石神幸裕君）

平成28年度の長時間労働者10名の内訳は、財政課が9名、会計課が1名となっております。

○委員（新橋 実君）

どれぐらいの長時間労働になっているかお伺いします。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（石神幸裕君）

財政課につきましては、当初予算編成の一番佳境に入ります1月で最高のもので184時間となっております。財政課につきましては、ほぼ同じ時間帯でグループ員はやっております。

○委員（新橋 実君）

国の方でも働き方改革ということでいろいろ言われていますが、それについてはどのように考えていますか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（石神幸裕君）

時間外手当の縮減につきましては、財政課は先ほど申し上げましたが対前年度で99時間ほど減っており、順調に時間外の方は削減されております。また、全庁的には水曜日のノー残業デー、第1、第3金曜日の一斉退庁日の周知徹底、職場巡視等行っております。平成27年度には時間外削減の虎の巻を作成し、時間外の削減について取り組みを進めており、平成29年度におきましては今月末に管理監督者を全員集めて研修会を開きます。その中で平成29年度版の時間外削減虎の巻を作成し労働時間の縮減に努めて参りたいと考えております。

○委員（新橋 実君）

長時間労働の職員が財政課に9名いるとのことですが、財政課に職員は何名いますか。

○総務部参事兼財政課長（山口昌樹君）

現在、課長を含めて9名です。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（石神幸裕君）

申し訳ございません。先ほどの長時間労働者の9名というのは、1月に100時間を超える職員、二月に80時間を超える職員が長時間労働者という定義をしております。その対象になった方が9名で延べ人数となっております。

○委員（新橋 実君）

今後は減らしていく方向で、負担がかからないようにしていただきたいと思います。あと、職員

研修事業で女性リーダー研修等を実施したということですが、女性リーダーは何名を対象にされていますか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（石神幸裕君）

女性リーダーにつきましては、平成28年度で管理監督者が39名おりますが、その下の主査級に対象者を絞って実施しているところでございます。

○委員（新橋 実君）

これは、年に何回研修があるのですか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（石神幸裕君）

女性リーダー研修につきましては、年に1回実施しているところでございます。

○委員（新橋 実君）

年に1回、それだけの研修で十分に対応できると。どのような研修内容ですか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（石神幸裕君）

内容につきましては、業者に委託をして1日研修をしているところでございます。

○委員（新橋 実君）

今後、グループ長や課長または部長級になることを見据えた研修という理解でいいですか。

○総務課長（橋口洋平君）

現実的に女性の管理職が少ないので、女性管理職の登用を目的とした研修でございます。

○委員（新橋 実君）

霧島市は女性リーダーがなかなか育っていないようなので、研修を行ってリーダーを育てていただきたいと思います。あと、無料法律相談ですが、以前は法律事務所が市内にはなく、現在はいくつか法律事務所がある状況で実際に無料法律相談の利用者は何名いらっしゃるのでしょうか。また、無料法律相談はどこの方をお願いしていますか。

○総務課主幹兼文書法制グループ長（立野 博君）

無料法律相談は鹿児島県の弁護士会に委託しまして、鹿児島県弁護士会から弁護士を派遣していただいております。派遣された弁護士は霧島市や始良市の方を中心に派遣していただいているところでございます。

○委員（新橋 実君）

地元の方であればいいですが、無料相談1回では解決に導けないと思われれます。そのあとはお金が要るわけで、地元法律事務所がありますので今後は活用していただくように要望しておきますので、よろしく願います。

○委員（前川原正人君）

先ほど総括の中で説明がございました。決算概要の中の12ページで物件費10.3%という数値を歳出の状況で示しているのですけれども、この中には臨時職員の賃金も入っていると思いますけれども、大体金額にして人数でいくと増減もあるわけですけれども650人から670人を行き来する数値だと思いますが、どれぐらいの金額になるのかお示しいただきたいと思います。

○総務部参事兼財政課長（山口昌樹君）

物件費の中における臨時職員の賃金額ということでお答えいたします。6億6,331万7,000円が決算額でございます。

○委員（前川原正人君）

10月1日以降に最低賃金が変わり実際、霧島市の場合722円で最低賃金よりも7円か8円ぐらいしか高くないということですのでけれども、今回の決算を教訓としてそれでいきますとどれぐらいの上昇になるのかですね。実際10月1日からは上がるのは当然ですので、それに準じるもしくはそれ以上の最低賃金というのは保障しなければならないのでどれぐらいお考えなのかお聞きをしておきます。

○総務課長（橋口洋平君）

確かに10月から臨時賃金は上げる予定でございます。現在決裁中ではっきりとした額というのは

お示しできませんが、最低賃金をクリアするには1%程度は上げないといけないと思っています。まだ試算はできていないところがございます。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（石神幸裕君）

10月1日からの臨時職員の賃金につきましては、今は日額が5,600円ですが5,800円に増額改定する予定でございます。最低賃金の方は723円が748円に改定される予定でございます。

○委員（新橋 実君）

安心安全課にお伺いします。市内222か所に同報系の防災行政無線が設置されましたが、Jアラートは対応していますか。

○安心安全課長（有満孝二君）

Jアラートが起動したら防災行政無線で流れるようになっています。

○委員（新橋 実君）

防災行政無線がいろいろな形で流れており、聞こえないところがあったりすると聞きますが、せっかく設置したので例えばお昼の時間とか夕方5時に音楽を流すとか活用する方法は考えられないですか。

○安心安全課長（有満孝二君）

時刻を表すメロディーにつきましては、確か平成25年だったと思いますが、各総合支所の職員を集めて各地区の状況や流す時間帯を確認して現在流しております。国分地区につきましては、お昼に流しているところがございます。

○委員（新橋 実君）

私の地区ではあまり流れていない気がします。日頃から鳴らすことで故障等も把握できるので、お昼や夕方5時とかに鳴らすことは大事だと思いますが、どのように考えていますか。

○安心安全課長（有満孝二君）

委員が言われるような部分はあると思います。防災行政無線の確認としましては、毎月第1月曜日のお昼に試験放送を行っております。先ほど申しましたように地区ごとに朝6時や夕方5時にメロディーを流しているところもございます。これは、各地区の自治公民館長会等で審議いただいて決定していますので、国分地区も必要であるということであれば検討しなければならないと思っています。国分地区の場合は、昔消防署にサイレンがあってそのあとメロディーに変えた経緯がございます。私先ほど国分地区はお昼にと申しましたが、消防局周辺だけはお昼に鳴っているようです。

申し訳ございません。国分の一部だけがお昼に流れております。

○委員長（常盤信一君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時00分」

「再開 午後 1時00分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○副委員長（木野田誠君）

防災無線についてですけれども、私は、市内全域でメロディーが流れていると思っていたんですが、鳴っていないということです。一般質問で、夕方5時の夕焼け小焼けの曲については、仕事が5時で終わって帰るのに、曲が中途半端だったら仕事を完全に終えたような感じにならないから、最後まで流してくださいということで、最後まで流してもらえるようになったんです。それともう一つは、市内には、曲が流れると、うるさいと言う人がいるということがありましたけれども、それについても構わないから流してくださいというようなことを言った覚えがあるんですけれども、

これは、今後、どの施設も最後まで流すというような方向に持っていく考えはありませんか。

○安心安全課長（有満孝二君）

先ほどもお答えしたと思いますけれども、やはり、現在は各個人のライフスタイルが、それぞれ違っております。夜中にお仕事をされて昼間に睡眠をとられている方々もおられるような状況がございます。以前、国分庁舎の部分で、正午にサイレンが鳴っておりました。その部分での苦情等も多々あったところがございます。そのような状況を受けて、平成25年頃だったと思うんですけども、各総合支所の担当が集まって、曲について、どのような形でしたらよいかと検討を行っております。その中で、各公民館長さん方等の会の中でも、その旨を確認をしていただいて、それぞれの地区が、どのような状況で、どの時間帯にメロディーを流すかというところを検討させていただきまして、現在があるものと考えております。

○副委員長（木野田誠君）

確かに、夜に仕事をされる方もいらっしゃいますけれども、夕方は5時ですから、その辺を考えてですね。もう一つは、緊急時の時には、うるさいなんて言っていられないわけですから、防災無線ということからして、その辺は、ある程度の苦情があるかもしれませんが、理解を求めるべきだと私は思うんですけども、検討してください。

○委員（前川原正人君）

庁舎別館の建設の関係で成果説明書の4ページになります。建設に要する経費というのが、設計監理費まで全て入れて、18億3,800万円ということだったんですが、今回、繰越明許で送った部分まで含めて、これぐらいは庁舎について掛かっているであろうということでしょう。しかし別館の建設に係る備品購入費が、繰越明許で総体では1億1,575万8,180円ということなんですが、全体の総体の金額というのは幾らでしたか。当初、19億円程度であろうということは、前総務部長のときにも説明いただいたわけですが、これが全て終わった時点での歳出合計は幾らになりましたか。

○総務課主幹（中村和仁君）

平成26年度から平成28年度にかけてということで、庁舎に関しては18億3,794万6,100円。備品のほうが、1億2,188万700円となっております。合計いたしますと、19億5,982万6,800円です。

○委員（前川原正人君）

この決算の成果の表には、別館建設に係る備品購入費は括弧書きのほうが、平成28年度と。それ以降のものが、前のほうに書いてあるわけですけど、全体の金額が合わないと思うんですけど、誤差があるのですか。

○総務課主幹（中村和仁君）

ただいま、備品のほうでお答えいたしましたのは、平成28年度分でございます。庁舎管理費のほうにつきましては、平成26年度から平成28年度の別館の合計で数字を挙げておりますので、そういう数字になっております。

○委員（前島広紀君）

今の関連なんですけれども、先ほどの総括のところでの説明があったときにも不思議に思ったんですが、総務費については、国分庁舎別館建設に伴う事業費の増等による13%の増であるということだったんですけども、今の話の中で、10億3,800万を見れば、これはつじつまが合わない所があるんですけども、これは、前の行財政改革・議会改革特別委員会、そこで1年半ほど議論があって、建設に踏み切った経緯があるわけなんですけれども、そのときの話の中で、恐らく19億円くらいだったような気がするんですけども、先ほどの13%の増というのは、幾らに対して幾ら増だったのか、その辺りを確認したいんですけども。

○委員長（常盤信一君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時08分」

「再開 午後 1時09分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部参事兼財政課長（山口昌樹君）

決算の概要の目的別の歳出のところでの総務費において、10ページです。総務費が、比較したときに13%増であるということです。ここは、先ほど説明の中で申し上げたのは、総務費の中で、主なものということで国分庁舎別館増築とか、そういうことでこのように伸びているというような表現をさせていただいたところでごさいます、この差額全部が、庁舎増築というわけではございません。

○委員長（常盤信一君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時09分」

「再開 午後 1時11分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（前島広紀君）

それは理解できましたけれども、先ほどの前川原議員の質問の答弁に関連するんですけれども、先ほど別館増築が18億3,800万円、それと備品が1億2,188万円という答弁だったんですけれども、これは、資料2の35ページの真ん中辺りに国分庁舎小計という所があるんですけれども、そこで契約金額が、約24億7,600万円で、支出が約20億3,600万円という話の中で、先ほどの備品が1億2,188万円としたときに、この約24億7,600万円との違いは、35ページの上から1段目の所なんですけれども、既存の庁舎の改築が含まれているということですか。

○総務課主幹（中村和仁君）

既存庁舎の分が含まれております。

○委員（前島広紀君）

そうしますと、別館建築関係は総額で18億3,800万円ということですか。

○総務課主幹（中村和仁君）

平成26年度から平成28年度にかけて、18億3,794万6,100円となっております。

○委員（前島広紀君）

当初の説明のときに、この建築に関しては、合併特例債が活用できるという話でしたけれども、その合併特例債が活用できる金額というのは、今の数字ですか。

○総務課主幹（中村和仁君）

18億円の内訳としまして、合併特例債については12億3,510万円となっております。

○委員（新橋 実君）

安全灯の新設が21基ということなんですけれども、言ってきたところは、これで全て対応されたのですか。

○安心安全課主幹（貴島俊一君）

自治会で設置する防犯灯とかの基準など見ながら、昨年度は要望された分で適地については、対応しました。

○委員（新橋 実君）

今回、LEDの交換も121基されておりますけれども、これについては、霧島市内も広いわけですが、どのような形で決められましたか。

○安心安全課主幹（貴島俊一君）

121基につきましては、合併してから安全灯を設置したということで、国分西小学校の南側というか国分南中学校とか舞鶴中学校の所が、合併当初から設置してありましたので、その辺りをまとめて発注しました。

○委員（新橋 実君）

最初に設置した所をされたんですね。分かりました。それと、防災出前講座ですけれども、先日言われておりました。各地区自治公民館も89か所あるわけですね。その中で、総会等もあるわけですけれども、そういう席で出前講座をするということは可能だと思うのですけれども、今後、そういう形でされる考えはありますか。

○危機管理監（徳田 純君）

議会でもお答えしましたけれども、できるだけ、そういうところを活用してやりたいということでお話はさせてもらっております。ただ、呼ばれなければ、こちらから押し掛けて行って、させる、させるということは、なかなか言いづらいですので、その辺のところは、少しずつ周知をしていきたいと考えております。

○委員（新橋 実君）

できれば、みんなが集まる所もあるわけですので、言われていましたから、そういう形をとっていただきたいと思います。工事契約検査課ですけれども、先ほど物価スライド方式でされていると言われておりましたが、やはり資材の単価も急に上がって行くものも結構あると思うのですけれども、それで全て対応できているとお考えですか。

○工事契約検査課長（松崎浩司君）

今回、平成28年度に単価の改正、あるいは物価スライドによる単価の補正というものにつきましては、国県等がそれぞれの時期を見ながら、適正に対応しております。霧島市につきましても、その時期を見ながら、なるべくその時期に合った形での単価補正をしておりますので、適正に対応していると考えております。

○委員（新橋 実君）

これは何箇月おきとかあるのですか。それとも、一月、一月見直しをするというようなことですか。

○工事契約検査課長（松崎浩司君）

基本的には、人件費につきましては、年1回、2月から3月ぐらいに国のほうが単価の見直しをしておりますので、それに合わせて霧島市もやっております。物価につきましては、定期的というよりも、特に何箇月おきということはございませんけれども、年に数回そういったものがあつた場合には、資材単価につきましては、国県等が、当然、景気の動向とかといったものに合わせて変更しておりますので、霧島市もそれに合わせてやっているという状況です。

○委員（新橋 実君）

国県がするのは常に遅いと思うんです。こちらの資材のほうが上がってから、その上がったものを見ながら、国県は発注すると思うんですけれども、この辺りの地元の単価といったものは、こちらのほうでは対応しないのですか。

○工事契約検査課長（松崎浩司君）

特殊な単価につきましては、市場単価の調査というのを土木課なり、発注課のほうがやっておりますので、適正に市場単価に合わせて単価を解消しております。ただ、公共で発注する場合の公共単価というものを、原則、基本としておりますので、見積りで出来る分は時勢に合った見積単価を採用しておりますので、そのような形で、時期的に余り違いがないような形で対応していると考えております。

○委員（新橋 実君）

今、生コンの単価なども非常に高くなっているという話をしますので、そういったものもしっかりと調査をしていただきたいと思います。財産管理課のほうにお伺いしますが、霧島市も合併して、道路もよくなったりして、前も言いましたけれども、曲がった道路が直線になったりすれば、どうしても土地が余ってくるわけです。そういった所を市として持っていて何もならない所をわけです。そういった所は、市民の方も買いたいという所も出てきたり、現在でも、例えばある課が持っていた所を欲しいというような相談もあると思うんですが、そういった相談はないですか。

○財産管理課主幹（脇 伸宏君）

相談というのは、しょっちゅうということではないんですけれども、年に二、三件程度は相談に来られることがございます。

○委員（新橋 実君）

霧島市も財政が非常に厳しいわけですので、空いている土地を生かすとか、そういう土地があれば、ぜひとも市民のために公開していただいて、一般競争入札でもいいので、売却してほしいと思うんですけれども、財産管理課長、今後、そういったことを考えないですか。

○財産管理課長（川路和幸君）

遊休地の処分につきましては、平成28年度におきまして、遊休地の処分フローを作成いたしました。そのフローでございますけれども、主管課で不要と決定した土地につきましては、まず、庁内で活用見込みがないかという意向調査を行います。その意向がない場合は、各地域において活用見込みがないかという調査を実施いたします。それでも活用見込みがない場合は、公募による売却という手続きで、今後は進めていこうとしております。

○委員（新橋 実君）

今、その中に、売却していい霧島市の土地が、どれくらいありますか。

○財産管理課長（川路和幸君）

過去に調査した経緯がございます。その際は、3万4,000㎡程度が可能であると試算いたしておりますが、その後の土地の利用等の精査を行っておりませんので、実際にどの程度あるかについては把握しておりません。しかし、現在、公共施設管理計画の中で、公営住宅等の危険建物等につきましては、解体し、除却して更地にしておりますので、そういう土地も市内各地に見受けられますので、先ほど申しました3万4,000㎡よりも増えているのではないかと考えております。

○委員（新橋 実君）

私も、二、三か所を斡旋した経緯もあるわけです。結構非常に多くあると思います。私も何箇所か知っていますけれども、市が持っていて雑草だけが生えて、本当に何もならないような土地も結構あるわけですから、ぜひとも、そういう所は早めに把握していただいて売却していただくとか、地域の方も駐車場にされている所もありますよ。そういった所は売却すれば、幾らかでもお金になるわけですから、遊ばせておくより、ずっといいわけです。ぜひとも調査していただきたい。部長、どうですか。

○総務部長（塩川 剛君）

基本的には、ただいま財産管理課長が申し上げましたとおりでございます。あと個別に精査しないといけない部分もあろうかと思っておりますので、その辺も踏まえたところで、基本的には財産管理課長が申しました手続きで対応していきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

ちょっと前後するんですが、成果書の2ページの中で、メンタルヘルス研修受講者、昨年度の実績を見たときに、平成27年度は、グループ長以上でしたと。平成28年度は、226人に減って、252人でしたということなんですが、ここは、要するに管理職だけになったという理解でよろしいですか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

平成27年度が全職員でございまして、平成28年度がグループ長以上の管理監督者の研修になって

おります。

○委員（前川原正人君）

平成27年度は全職員478人と、今年が252人でグループ長以上という理解でいいですか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

平成27年度は全職員を年次的に実施する中の一部を実施しまして、平成28年度はグループ長以上の管理監督者を実施したということでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、先ほど工事契約検査課のほうで、説明の中で、前年度に引き続き、国県に準じて労務技術者の単価の特例措置を行ったということなんですが、例えば、前年度が幾らで、今年度どういふふうになって、そのことが単価には反映しても、応札をした業者さんの労務単価に反映して、初めて効果が出るわけですね。その辺の検証はされていらっしゃるんですか。

○工事契約検査課長（松崎浩司君）

今、手元のほうに、それに関する資料がございませんけれども、私の記憶でいきますと、平成28年度末に単価の見直しを行って、変更契約をした分が、確かあったと記憶しております。それぞれの担当課のほうで変更契約はしておりますので、その中で数件あったということは記憶しております。ですから、こちらのほうから、まず、インフレスライドと単価補正があったことにつきましては、全庁的に発注課のほうに、こちらから情報を流しておりますので、それにつきましては、うちと財政課ときちっと協議をして、適正に対応するように指示をしておりますので、それに基づいて、各発注課が受注者と打合せをしながら、契約変更の対象となったものについては、適正な形で変更までの処理をしていると考えております。

○委員（前川原正人君）

労務単価を変更するわけですが、例えば単価が上がったのだったら、そのことが労働者に対して反映されているのかどうかということの検証というのが、どうなんですかということをお聴きしているんです。

○工事契約検査課長（松崎浩司君）

現在、特にこちらからの検証というのは行っておりません。

○副委員長（木野田誠君）

安心安全課にお伺いします。よく自主防災とか防災訓練とか言われているんですけども、最初の説明で自主的な防災訓練への支援を行っているといったのですが、これは、どういう防災組織が、どういう支援を行っているか教えてください。

○安心安全課長（有満孝二君）

平成28年度で6団体が防災訓練等を行っております。それぞれ各公民館単位であったり、自治会単位であったりするような形で、自主防災組織が運営をされているような状況でございます。その中で、市の立場と致しましては、そちらのほうに出向いて訓練の活動を見させていただくというのが、一番の目的でございます。その中で気付いた点等があれば、自主防災組織のリーダーの方々との協議をする状況もあると思っております。また、自治会等が防災訓練をした場合に、けが等があった場合には、その対象となるように、市のほうで保険のようなものも掛けている状況がございますので、もし、安心安全課のほうに届出なしに自主防災組織等が防災訓練を行っていることがあれば、教えていただければ、その対象とさせていただきたいと思っております。

○副委員長（木野田誠君）

先ほどの質問で、危機管理監は、こちらから押し掛けていくわけにはいかないというような発言がありましたけれども、平成28年度は、六つの地区自治公民館であったということですが、市内で6団体というのは多いのか少ないのか、私が見ていると、防災訓練は、こういう地区自治公民館とか、そういう所でされているのは、あまりないという感じがするのですが、先般、議員と語り合いに行ったときに、こういう話が出ました。この自主防災訓練をすることに対して、市の

ほうも少しでもいいから、自主防災訓練をしなさいというような義務的な助成があると、どうしても年間計画の中に防災訓練を入れてやらないといけないから、そういう補助金を出してもらおうというようなシステムを作ってもらわなければならないかというような話がありました。その辺の考え方はどうですか。

○危機管理監（徳田 純君）

まず、平成28年度に6団体が行いまして、私も行ける所はほとんど言っているのですけれども、業務の都合でいけない所が二つあって、四つの団体に入って、会長さんとかとお話をして、こういう避難のときは、こっちを行ったらどうでしょうかとか、そういうアドバイスのこともさせていただいたり、講評を言ってくれということで、講評を言ったりということでやっております。今ございましたように、自主防災組織の防災訓練に対しての助成というのは、今後、検討していったほうがいいのかという気は致しますが、それ以外に、コミュニティ助成事業というのが市民環境部にありますので、そこをうまく使うと、またいろいろなこともできるように聴いております。それから、これは全国の話になりますけれども、自治総合センターのほうからのコミュニティ助成ということで、毎年もらえるわけではないんですけれども、申請を上げていただいて、自主防災組織で必要な資材でこういうものが欲しいのだけどということでも上げてもらえれば、県を通して国のほうに上げて、助成をもらっているというような所もございます。そのようなものを使っただけながら、少しずつでもやっていただければと思っております。

○副委員長（木野田誠君）

私が言っているのは、そういう補助金のようなものがあるのであれば、それを地区自治公民館なりに、このお金は防災訓練のために使ってくださいという資金の在り方で、半強制的やらせるという方向性に持っていければ、どこの自治会も年間行事の中で、年1回は取り組めるのではないかなということですので、そういう方向性も考えてみてください。

○委員（中村満雄君）

防犯灯についてお伺いします。この121基というのは、故障しているから交換したんですか。それとも、もう古いから変えてあげようかとか、そこらは辺はいかがでしょうか。

○安心安全課長（有満孝二君）

成果のほうの7ページに載せておりますものは、安全灯の分でございますので、通常、自治会が維持管理を行う防犯灯とは違うものでございます。安全灯は、集落間で学校の通学路等になっている部分で、その部分が暗いとかというような状況で、学校長から要請があった場合等に設置をさせていただいてるものでございます。この分については、基本的に全部つかなかったということではなくて、先ほど新橋委員の御質問にグループ長が答弁させていただきましたとおり、大分古い時期に来ておりましたので、その中で、幾つか消えているような状況もあったんですけれども、そこの部分で、今回は交換させていただいているという状況でございます。

○委員（中村満雄君）

防犯灯がつかないと。それで困っていらっしゃる方がいらっしゃって、自治会負担でやらないといけないのだろうかといった相談があって、そこはどうですか。

○安心安全課長（有満孝二君）

防犯灯の部分につきましては、合併前に構成市町村のほうで協議を行いまして、防犯灯については、維持管理を自治会等をお願いをしていくと。ただし、設置については、市のほうで補助を出して、各地区の防犯組合、連絡協議会のほうで設置をしていくというような取り決めになっているところでございます。LED化のほうは、その補助を増額して推進しているところでございますけれども、あくまでも防犯灯の維持管理という部分になりますと、地区自治公民館、自治会等をお願いをしているところでございます。

○委員（中村満雄君）

その負担は、全額補助ではなくて、自治会の負担といったものがあるということですか。

○安心安全課長（有満孝二君）

防犯灯を設置をする部分については、市のほうが行っている補助の中で全額みて、設置をしております。LED化につきましても、市の補助の部分の中で全額みて、取替えをして形になります。ただし、電気代や修理代等については、地区自治公民館等をお願いをしております。

○委員（中村満雄君）

補助があるのに、全額ではないから自治会で負担できないといった相談がありました。全額補助を御存じない自治会長さんがいらっしゃいます。電気代を負担するということは認めた上での話なんですが、そういったところの広報があればいいなと思いました。ぜひお願いします。

○委員（新橋 実君）

霧島市民表彰の件でお伺いしたいんですけど、これは、こういった形で選ばれるのか。いろいろ書いてありますけれども、今回、191人選ばれているわけですけども、この辺の基準は、どうなんでしょうか。

○総務部参事（有馬博明君）

霧島市民表彰におきましては、規程を当然設けております。先ほど説明で申し上げましたとおり、まずは功績があった方、あるいは各種のスポーツ大会で優秀な成績と。例えば、優秀な成績でありますと、全国ではベスト8、九州大会ではベスト3、県大会では優勝といった規定を一つ一つ細かく設けておまして、成績優秀においては、それぞれの競技団体とか、学校とかに照会をかけまして、上がってきますので、この規定に合わせて検討する。それから功績につきましては、各関係部を通して、推薦を頂く形をとっております。それを副市長を頭とする選考委員会で検討を致しまして、最終的に市長決裁で決定をするという流れでございます。

○委員（新橋 実君）

年間で、人数も上下すると思うのですが、去年は191人ですが、その一、二年前は分かりませんか。

○総務部参事（有馬博明君）

功績の部分で、永年表彰というのがございまして、例えば一つの役を10年したら対象になるという方がいらっしゃいます。合併してちょうど10年を境にしたものですから、確かに、一昨年、去年は増えておまして、平成27年度が204人、平成26年度は102人です。したがって、合併してちょうど10年で、永年表彰の分が増えてきたということでございます。

○委員（平原志保君）

二つあるんですけど、霧島市民表彰の件で、高校生なども賞を頂いていますけれども、県大会レベルと言ったらちょっと失礼なんですけれども、県大会の優勝でも、その賞を出しているというのが、ちょっと出し過ぎではないかという声を聴いたりしますので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○総務部参事（有馬博明君）

合併後に、私どもが最初にこの規定を制定する段階で、県大会で優勝するというのは、すごいものだという基本的な考え方の中からスタートしているわけでございます。県大会というのものも、一概に県大会だから何でも対象だというわけではなくて、正規の大会、例えば中学校でありますとか、企業がスポンサーの何とか大会とか、そういうものは対象としないというような、細かい基準は設けているところです。したがって、ただ、県大会で優勝したことを表彰して、市民表彰の一番のねらいというのは、頑張った子供を表彰することだけではなくて、その子を表彰をすることで、そこに達しない子供たちも、ますます頑張ろうという気持ちになっていただくという、いわゆるまちづくりであったり、スポーツをもっと頑張ろうという気持ちを醸成するということが、一番大事なポイントでございますので、県大会で優勝しても、自分でそのうち県大会で優勝して表彰を頂くように頑張ろうとなっていくということを考えていることから、そのような形で、合併後に、この規定を作る段階で、そういうような判断をさせていただいたとい

ことです。

○委員（平原志保君）

民間のスポーツ大会とかは入っていないと伺いましたけれども、数学オリンピックとかありますが、そういうものは入っているのでしょうか。

○総務部参事（有馬博明君）

先ほど申しましたように、それが例えば県の教育委員会の主催するものであったり、そういった中学校のあるいは高校の学校の判断による公的な大会であるとするならば、当然、対象になると思います。それが民間の学習塾の主催であるとか、あるいは学習関係の企業やメーカーの主催の大会であるとかというものがございますので、そういったところについては、いろいろな大会が始まっては消えたりしておりますけれども、全国大会があるかないかとか、その県大会の主催者がどこであるとか、そういったものを一つ一つ、そのときそのときで鑑みながら、判断をさせていただいているところでございます。

○委員（平原志保君）

資料2の1ページの職員の予防接種なんですが、これは保健師を対象にしたものでしょうか。

○総務課長（橋口洋平君）

この予防接種につきましては、注射針とかを扱う部署の職員でありまして、例えば消防職員でありますとか、衛生施設課の職員でありますとか、そういったものを扱う所の職員の予防接種ということになります。

○委員（平原志保君）

そのような針とかを扱う職員ですね。職員以外の方は、そのものを扱うということはないんですか。

○総務課長（橋口洋平君）

そこで働く、例えば嘱託職員とか、そういう方たちも対象となります。

○委員（厚地 覺君）

先ほど新橋委員のほうから、市有地の払下げの問題が出ましたけれども、昨年、土地の払下げを交渉したところ、山林、原野は1㎡当たり300円だと。下場も上場も同じだと言われましたけれども、その300円の根拠はどうなっていますか。

○財産管理課主幹（脇 伸宏君）

300円の根拠と致しましては、市の組織の中に、公有財産取得処分等委員会というのがございまして、その中で、山等の価格等も決めていくんですけれども、以前であれば地域によって差があったんですけれども、一応、今の段階では、原則、300円ということで話しているところでございます。あくまでも原則でございますので、場所等によっては、若干の差があるというふうになっております。

○委員（厚地 覺君）

合併前後だったと思いますけれども、1㎡が300円ということは、5,000㎡であれば150万円です。以前は、立木を含めて50万円だったんです。それを買収しても伐根とかいろいろと経費を考えると1反当たり200万円くらい掛かるし、すぐ1,000万円以上になるんです。下場ならなんでも使えるのでともかく、その300円はどうも高いと思うのです。だから、その辺を、もう少し検討していただきたいと思います。

○委員（新橋 実君）

主要な施策の成果の14ページの市たばこ税ですけれども、納税義務者が5事業所となっておりますけれども、これはどこですか。

○税務課長（西田正志君）

日本たばこ産業、TSネットワーク、春山商事、柘製作所、日本たばこアイメックス、以上です。

○委員（新橋 実君）

個人の商店などはどうなるのですか。

○税務課長（西田正志君）

今申し上げたところから入ってきます。

○委員（新橋 実君）

太陽光発電が各地で行われているわけです。太陽光発電をした場合は、土地を造成しているわけなので、ある程度、確認はされていると思いますけれども、その辺は全て把握されていますか。

○税務課主幹（山元幸治君）

現地調査により確認をしております。

○委員（新橋 実君）

土地については、持ち主と業者が違うこともあるわけですが、その辺の把握はどうですか。

○税務課主幹（山元幸治君）

太陽光発電につきましては、経済産業省に照会をして、そこに申請をしております。

○委員（新橋 実君）

今は、結構、国も厳しくなってきたのですけれども、償却資産等が肝心なわけですよ。ですから、償却資産等もしっかりと対応できているという理解でいいですか。

○税務課主幹（山元幸治君）

そのとおりだと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで総務部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時51分」

「再開 午後 1時58分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、企画部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（満留 寛君）

企画部関連の平成28年度決算に係る主要施策の概要について、各課別に御説明申し上げます。はじめに、企画部においては平成29年4月1日付けの組織改正に伴い、行政改革推進課を企画政策課に編入するとともに、交通政策、空港、再生可能エネルギー、移住定住促進、中山間地域の活性化に関する業務などを所管する地域政策課を新設いたしました。平成28年度決算については、改正前の組織での執行ではありますが、現在の組織体制にて御説明申し上げます。それでは、資料の平成28年度決算に係る主要な施策の成果は17ページから26ページまでが企画部関連となりますので御覧ください。まず、企画政策課でございますが、市政運営の指針となる第一次霧島市総合計画の進行管理をはじめ第二次霧島市総合計画の策定に向けた取組、霧島市ふるさと創生総合戦略に掲げる産学官金連携の推進、霧島市行政改革大綱に基づく集中改革プランによる進行管理、霧島市組織機構再編計画に基づく行政経営を行うための組織機構の見直し、霧島市定員適正化計画に基づく職員数の削減、改革・改善の方向性を見出すための事務事業評価の実施、また、男女共同参画の推進に取り組んでまいりました。次に、地域政策課では、航空機騒音対策としての空港周辺地域環境整備事業、霧島市地域公共交通網形成計画に基づくふれあいバス等のサービス見直し、地域公共交通の確保を図るためのバス運行事業や路線バス支援事業等を実施しましたほか、移住定住の促進及び元気なふるさと再生事業などにより、中山間地域の活性化に取り組んでまいりました。次に、情報政

策課では、電算業務において、機器の安定稼働及び法改正等への対応を図るためのシステム機能の導入や改修を行い、事務処理の効率化・迅速化、住民サービスの向上に努めるとともに、マイナンバーカードを利用して各種証明書をコンビニエンスストアで発行する証明書の追加を行い、一層の市民サービスの提供につながっております。溝辺地区ケーブルテレビ運営事業においては、ケーブルテレビ施設の適正な維持管理に努め、溝辺地区の加入者の方々へ、地上波デジタル放送とブロードバンドインターネットサービス等を提供いたしました。統計業務においては、経済センサス、活動調査などの基幹統計調査の実施や霧島市統計書等を作成いたしました。以上、企画部関連の平成28年度主要施策の概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、引き続き、各課長が順次御説明申し上げますのでよろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○企画政策課長（永山正一郎君）

企画政策課関連の決算について説明申し上げます。主要な施策の成果については、平成28年度決算に係る主要な施策の成果の17ページから20ページに記載しております。企画政策グループ、行革推進グループ、男女共同参画推進グループの3グループで業務を行っております。17ページをお開きください。平成28年度の成果といたしまして、総合計画進行管理については、第一次霧島市総合計画の進行管理のほか、平成29年度にわたって、2か年の債務負担において策定いたします、第二次霧島市総合計画の策定支援業務委託を行いました。また、平成27年度に策定した、霧島市ふるさと創生総合戦略の推進については、本市の産業に係る現状・課題を踏まえた産業振興の方向性、産学官金連携の在り方の検討を行うための産学官金連携による産業振興方策検討業務委託を行うとともに、総合戦略で設定した数値目標を基に実施した施策・事業の効果を検証するため、15名の委員からなります、霧島市ふるさと創生有識者会議を2回開催したところでございます。次に18ページをお開きください。行政改革の推進については、霧島市行政改革大綱（第2次）とその実施計画である集中改革プランにより進行管理を行っているところでございますが、成果としましては全項目82のうち、55項目で達成または終了となり、終了率は67.1%となっております。組織機構の改革については、先程の部長の説明にもありましたが、企画部以外におきましても生活環境部の名称を市民環境部に改め、市民活動推進課及びスポーツ・文化振興課を新設するなど、新たな行政需要に対応する組織の構築と課及びグループの再編により事務の効率化を図りました。平成29年4月1日現在の組織数は、11部局5総合支所84課199グループ等で、前年度より2課減、1グループ等の増となっております。次に19ページをお開きください。定員の適正化については、霧島市定員適正化計画（第2次）に基づき計画的な職員採用に努めた結果、平成29年4月1日現在の職員数は1,112人で、対前年比4人の減員となりました。その削減効果額といたしましては、3,372万円程度を見込んでおります。指定管理者制度については、平成29年4月に更新する3区分8施設について指定管理候補者選定委員会を開催し、指定に向けた準備を行いました。また、利用者アンケートや年度モニタリング、総合評価の実施により、指定管理者制度の効果的な運用が図られました。なお、平成29年4月1日現在で、指定管理者制度を導入している施設は、公募117、直接指定51の計168施設となっております。最後に、20ページをお開きください。男女共同参画に関する総合的な取組の推進といたしましては、男女共同参画に関するセミナーや講座の開催、女性のための無料相談等を実施したところであります。以上で企画政策課の説明を終わります。

○地域政策課長（西敬一郎君）

地域政策課関連の決算について説明申し上げます。主要な施策の成果については、平成28年度決算に係る主要な施策の成果の21ページから23ページに記載しております。21ページをお開きください。地域政策課は、地域政策グループと中山間地域活性化グループの2グループで業務を行っております。空港周辺環境整備につきましては、旧溝辺町、旧隼人町からの航空機騒音対策事業に引き続き取り組んでおり、NHK受信料助成や空気調和機器機能回復補助事業などを実施いたしております。地域公共交通網の形成につきましては、将来にわたり持続可能な交通ネットワークを構築するため、平成27年度に策定しました霧島市地域公共交通網形成計画に基づき、地域のニーズにあ

ったふれあいバス等のサービス見直しを行ったほか、利用促進を図るため公共交通マップの作成等を行ったところでございます。21 ページから 22 ページに記載しております、バス運行事業につきましては、引き続き、交通空白地域や交通不便地帯の住民の交通移動手段を確保するためのふれあいバス及びデマンド交通の運行、路線バス維持のための運行支援を行っております。23 ページをお開きください。移住定住促進につきましては、移住体験研修事業や、平成 28 年度から制度を拡充した第 3 期移住定住促進補助制度等の実施により、相談窓口を経由して移住された方は、66 世帯 178 人ございました。このうち、補助金を活用しての移住者は、43 世帯 118 人でありました。また、平成 28 年 7 月に、空き家バンク制度を開始し、18 件の登録申請をいただいたところでありました。元気なふるさと再生事業につきましては、マンパワーによる支援や集落支援員の設置により、高齢化率が 5 割を超え、地域活動が困難な状況になりつつある地区自治公民館の抱える様々な課題に取り組みました。以上で、地域政策課の説明を終わります。

○情報政策課長（宮永幸一君）

情報政策課関連の決算について説明申し上げます。主要な施策の成果につきまして、平成 28 年度決算に係る主要な施策の成果の 24 ページから 26 ページに記載しております。24 ページをお開きください。情報政策課は、電算・情報推進グループと統計グループの 2 グループで業務を行っております。電算業務につきましては、社会保障・税番号制度に係るシステム改修を行い、平成 29 年 7 月から開始される自治体間情報連携の準備を行いました。また各種証明書をコンビニエンスストアで発行する証明書の追加（税証明書）を行い、平成 29 年 3 月 13 日からサービスを開始しました。次に、溝辺地区ケーブルテレビ運營業業につきましては、溝辺地区におけるテレビ難視聴地域の解消とブロードバンド環境の整備等を目的とした事業であり、平成 28 年度も引き続き、ケーブルテレビ施設の適正な維持管理に努め、地上波デジタル放送、ブロードバンドインターネットサービス等の安定稼働を図ったところです。最後に、基幹統計調査につきましては、学校基本調査及び経済センサス活動調査を実施いたしました。特に、5 年ごとに実施する経済センサス活動調査では、市内の 181 調査区について、調査員 56 名、指導員の 5 名が業務に従事しております。これらの基幹統計調査の結果については、国や地方公共団体において、様々な行政施策の企画・立案などに活用され、企業や大学などにおいても幅広く利用されているところです。以上で、情報政策課の説明を終わります。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（中村満雄君）

情報政策課にお伺いしますが、霧島市の中山間地域でブロードバンド環境を整えてほしいといった要請があるわけですが、それは中山間地域に都会からブロードバンド環境を必要とする方々とか企業とかが来てほしいという、ねらいがあるわけですが、溝辺ではすでにケーブルテレビが存在しているわけですが、溝辺でのケーブルテレビを使ったブロードバンドの速度、ということは、今から霧島とか牧園とか、そういったところから要請があるわけですが、溝辺でブロードバンド環境を必要とする方々がおいでになっているかどうかということ、その辺が分かりませんか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

今年の 6 月だったんですけども、市民意識調査を行っておりまして、その中で今回は特に光、超高速ブロードバンドですね。光回線の利用の希望があるのかどうかということも含めた形で調査をしたところなんですけれども、溝辺のほうではちょっと答えた方々の解釈がどうか分かりませんが、実際、光回線を使っているという方の率も多いようだったので、溝辺地区の住民にとっても、その光回線の整備というニーズはあるのではないかと考えているところがございます。

○溝辺総合支所地域振興課地域振興 G サブリーダー（有村昌明君）

溝辺地区のケーブルテレビ事業のインターネットに関する速度別の契約件数を報告させていただきます。4 種類ありまして、5 メガが 261 件、10 メガが 55 件、30 メガ 161 件、120 メガが 51 件で合計 528

件の溝辺地区のケーブルテレビ事業ではインターネットを利用されております。

○委員（中村満雄君）

そのメガというのは、ビット、バイトですか。

○溝辺総合支所地域振興課地域振興Gサブリダー(有村昌明君)

メガになります。1メガ、2メガという。[「はい後ろは何」と言う声あり] ビットです。

○委員（中村満雄君）

このケーブルというのは、ワイヤーですか。

○溝辺総合支所地域振興課地域振興Gサブリダー(有村昌明君)

溝辺地区で整備しているケーブルテレビは、幹線が光ファイバーを使っておりまして、各家の引き込み線は同軸ケーブルになります。光ファイバーと同軸ケーブルをハイブリッドで組み合わせたものになっております。

○委員（中村満雄君）

各家庭に幹線のファイバーを引くことは、可能だということですか。

○溝辺総合支所地域振興課地域振興Gサブリダー(有村昌明君)

今のところ幹線のみ光ファイバーなものですから、今のシステムでは各家に光ファイバーというのは今のところでは、引込みができない通信網になっております。

○委員（中村満雄君）

現在、120メガというのは、さほど早くも何ともないわけですが、溝辺では、こういった速度ではブロードバンドといえるかどうか分からないですが、都会から来てくださいますとか、そういうお誘い、溝辺は安定していますよとか、そういったことでの誘致とかはされていないということですか。

○委員長（常盤信一君）

趣旨が分かっていないようですので、もう一度お願いします。

○委員（中村満雄君）

例えば、霧島とかそういったところでは、ADSLとかが不安定だと、先々はだめになるということで、今その周辺地域でブロードバンドとか、そういったのを設置して、いろんなその企業とか個人的にインターネット環境を使って商売をしたいとか、そういった方を来ていただきたいという構想が、私の耳には届いているんですが、そういったことを売りにして、溝辺地区では、溝辺においでくださいと、いったことはされていませんかってこと聞いているんですよ。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

今言われた積極的に誘致をして、それを売りにして積極的に誘致しているということは、私も聞いたこともありませんし、私のところでもそういうことは今のところはやっておりません。

○委員（中村満雄君）

それぞれの速度の世帯があるわけですが、これは固定でこれだけ出るといえるものですか。それとも、たくさんの人で使ったら遅くなるのか、どのような仕様でしょうか。

○溝辺総合支所地域振興課地域振興Gサブリダー(有村昌明君)

それぞれ各世帯、事業所に一回線ずつインターネット網を整備しておりまして、そこで使う分には、例えば、5メガでしたら最高で5メガというような速度になっておりますので、下りで最高5メガというようなつくりになっておりまして、その家庭内で共有すると分散されて速度が遅くなるということもあります。

○委員（中村満雄君）

ベストエフォート方式ですか、こっちのほうが返事がしやすいですか。

○溝辺総合支所地域振興課地域振興Gサブリダー(有村昌明君)

はい、ベストエフォート型ということですよ。

○委員（新橋 実君）

今回、ふれあいバスが見直しをされたみたいですが、これはどういった方が、もちろん委員会ができてされたわけですが、どういう形で決まったのか。前と比べても、福山がデマンド交通になったような感じがありましたけども、あまり比較しても変っていないような気がするわけですが、どの辺の方の意見を参考にされたのか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

昨年のふれあいバスの見直しに関しましては、住民座談会をふれあいバスが運行しております、国分地区以外の5地区で、まず、7月に10会場で行っております。そこで意見をお伺いしまして、もう一度、年末に近い頃にその伺った意見を取り入れた、今見直しの案ということでまたその地区にお示しをして、最終的には霧島市の地域公共交通会議でその案を容認していただきまして、実際の見直しとなっております。その公共交通会議の委員ですが、市のほうでは副市長を始め、総務部、企画部、保健福祉部、商工観光部、建設部、教育部、まちづくり調整監、それから交通事業者では、市内でバスを運行されております、鹿児島交通さん、三州自動車さん、それからタクシー会社のA T交通さん、中村タクシーさん、旭交通さん、それと各バス、タクシー協会の方、それと国の鹿児島運輸支局の方等に参加いただいて、最終的に決定に至ったというところでございます。

○委員（新橋 実君）

5会場で10回開催されたということですが、何人ぐらいの方が参加されて、どのような意見が出たのですか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

各会場一番多いところでは、41人の方に参加いただき、一番少ないところでは5人という会場がございましたけれども、合わせまして200人の方に参加いただいております。

○委員（新橋 実君）

私は、本当に必要な方がそこに集まったのかなと思うわけですが、バスに乗られる方は、まだ、バス停に自分で行ける方はいいいわけですね。バス停に行けないような方も結構いらっしゃるわけですね。そういった方たちのためのふれあいバスであったりデマンド交通ではないかと思うわけですが、そういった方々のために今回、ふれあいバス、デマンド交通が本当に対応できるようにしているのか、そこをまず、お伺いします。

○地域政策課長（西敬一朗君）

平成28年度に行いました、ふれあいバスあるいは、ふれあいバスからデマンド交通への見直しにつきましても、各運行事業者さんでは運転手がなかなか十分に採用できないというような条件、それから、それぞれお持ちの車両数ということもございすけれども、そういうところを加味しながらも、できるだけ利用される方、先ほど言いました住民座談会で出された意見等というのを盛り込みまして、特にこれまでは、各旧合併前の市町の範囲、その区域の中で走らせていたものを、旧町境を超えて運行させるといったような見直しを行っております。

○委員（新橋 実君）

私は、料金を、今200円ですかね。例えば、倍にしてもいいと思うのですが、そういうふうにして、もうちょっと運行业者のサービスのほうも良くなって、本当に乗りたい方が乗っていただくような、そういうようなサービスも必要ではないかと思うのですが、そういった意見というのは、どういった意見が出たのですか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

住民座談会で出された意見ということとなんですが、例えば溝辺地区では空港発着のバスとの接続が余りよろしくない、医療センターまで行きたいというような御意見、それから横川地区では、通常的生活圏が溝辺のほうに近いので、溝辺に行く線がほしい。空港での乗り換えがあるので、乗換の不便さを解消してもらいたいというような意見を頂いております。牧園地区では、医療センターには、行けるんですけどもその行き帰りの時間、ダイヤがあまり便利ではないというような御意見を頂いております。こちら牧園地区ですが、コース自体は、行くことはできるんですけども、

その間が、遠回りになったりして時間がちょっと掛かるように思うというような意見を頂いています。霧島地区では、向田地区ではバス停まで時間が掛かるので、デマンド交通のほうがいいのではないか。それからデマンド交通も必要だけれども、観光客のことを考えると全て、デマンド交通に切り替えるのもいかがなものかという意見もいただいております。それから福山地区では、国分のふれあいバスを伸ばして、福山まで運行できないか。路線バスを使うことがあるけれども、そのダイヤを考えてほしい。デマンド交通に切り替えてほしいというような意見が、様々出されておりました。これらの意見を総合的に考慮して、お応えできる部分はお応えするというところで、見直しを行ったところでございます。

○委員（新橋 実君）

そういう意見のほとんどが反映されているということですね。

○地域政策課長（西敬一朗君）

最大限、お応えできるように努めたというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

料金も少々、上ってもいいと思うのですがけれども、乗られる方は皆さんそう言われますよ。やっぱり、もうちょっと便数を増やしたり、バス会社が大変であればそういった話を、市のほうから出しても良かったのではと思うのですが、そういった話は出なかったのですか。金額はありきで、金額はこれしかないので、補助金はもちろん市が出しているわけですが、そういった話は、出なかったのですか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

私も、その150円でなくてもいいんじゃないかというような声をお伺いすることはありますが、先ほど言いましたとおり150円を200円にして、その増収分をすべて運行业者に増やしてくださいと言えば、すぐそれが対応できるかという運行业者さんの事業もあって、それはできないというところもあります。したがって、今の150円を値上げするとすると、値上げしてもいいという方もいらっしゃるかもしれませんが、値上げしてほしいくないという方もやはりいらっしゃいます。その料金のところでの検討の前に今できることというのを、まず、やっていく。そしてその公共交通網が持続可能であると、何年間は運行できるけれども、そのあとは運行できなくなったとなるのが、一番困りますので、持続可能な公共交通網の形成を目指してということで、検討をしたということでございます。

○委員（新橋 実君）

これで何年間はそのまま行くと、これでもう見直しはしないんだと。これだけ時間と手間を掛けたんだから、そのまま行くんだという考えですか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

今回の一連の見直しは、先ほど申しました平成27年度に策定いたしました、公共交通網形成計画に基づいて、まずは、ふれあいバスの見直しを行いました。今年度の話ですが、今年度は国分単人の市街地循環バスの見直しの作業を行っております。この見直しを一旦すれば、そのままいくかという、そういうことではなく、各地域の声をいただきながら使いやすい公共交通になるように、随時、見直しを行っていきたいと考えています。

○委員（新橋 実君）

私は、もちろん、その会に出席した方はそれでいいと思うんですけど、市民全体にアンケートを取ることも必要ではないかと、せっかく、市報もあるわけですから、そういったハガキもありますよね。サービスでもいいから集める方法もいろいろあると思いますけども、そこにちょっとした、〇×方式でもいいですから、そういうのを書いて市民の方が、簡単に対応できるような形で、どういったのがいいかという形も必要ではないかと思っておりますよ。ただ、そこに参加した方だけの言葉ではなくてですよ。やっぱり、今後はするべきではないかと思っておりますけど、今できたばかりでそう簡単にはいかないと思っておりますけど、部長どうですか。

○企画部長（満留 寛君）

先ほど課長のほうも説明申し上げましたとおり、住民座談会等での御意見をお聞きしながら、限られた予算の中で見直しを行ってきたところでございます。委員のほうから御提言のあります、料金の引上げというのも検討の対象の一つとはなると思いますが、そこまでの結論を出すまでにはいっておりませんので、今後それから先ほどおっしゃったアンケート調査等、何らかの形でそういった御意見等をお聞きしながら検討してまいりたいと思います。

○委員（新橋 実君）

高齢者も今後も非常に増えて、しかも自動車の事故も多いわけですね。免許証の返納制度もあるわけですが、返そうと思っても返せないわけですね。車がないと困るので、だから事故が増えてくると。やっぱりそういったこともあります。そういったことで、本当に有効に使えるように、なかなか難しいことですがそういった方々の意見も聞きながら、そういった方にはそういったところで、免許証を更新するところでも、アンケートも取れるわけですので、そういったものも含めながらやっていただければと思いますので、これは要望しておきます。

○委員（中村満雄君）

地域政策課の空き家バンクについて、お伺いしますけれども、現在18件の登録申請ということですが、地域別の戸数が分かりますか。

○地域政策課主幹（笹峯毅志君）

18件の内訳を申し上げます。国分地区が6件、隼人地区が3件、溝辺地区が1件、牧園地区1件、霧島地区3件、福山地区1件、合計で18件でございます。[46ページに訂正あり]

○委員（中村満雄君）

企画政策課についてお伺いしますが、第二次霧島市総合計画の策定支援業務委託を行いましたという口述がありましたけれども、霧島市でのこういった、何々委託ですが、これは重要な霧島市の計画です。これに対して委託した会社と霧島市との関係ですか、どのような体制で対応してその計画を作っていたのか、丸投げなのかそういったところを説明してください。

○企画政策課長（永山正一郎君）

計画の策定の根幹に関わる部分は、当然職員で策定しております。業務を委託している部分は、基礎的な調査、社会経済動向のデータの収集とか分析ですね。現行計画等の振り返り等の検証、内部でも行っておりますけど外部でも行っています。基本構想、基本計画の作成の支援を頂いています。そのほか、市民からの意見を聴取するためにすでに数回開いておりますが、そのコーディネート等をしていただいているところです。あと計画書ですが最終的に本となってできてくるわけですが、それらの構成等についても支援を受けたいと考えています。

○委員（中村満雄君）

指定管理者制度についてお伺いしたいんですが、今回、溝辺の麓公正会のことで指定管理者として、ふさわしくないのではないかとといった指摘もあるわけですが、この指定管理者候補選定委員会というのが、どのようにして候補者を選定するのか、選定したらそれで終わりなのかそこら辺の体制について聞かせてください。

○企画政策課長（永山正一郎君）

選定委員会は、公募施設が対象となっております、直接指定は選定しておりません。

○委員（中村満雄君）

直接指定が、その直接指定した団体とかそういったのが指定管理者としてふさわしいか、若しくは、指定管理者として選定した以降に義務を果たしているかとかそういうところとの確認とかの体制はどうなっていますか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

行政改革グループでは、指定管理者の導入、運営、その後の報告等に関してガイドラインを作っております、その中でいろいろ定めております。それに従いまして施設の主管課において、適切

に管理を行っているものと考えております。

○委員（中村満雄君）

今回の溝辺のことは、ガイドラインに則って運用されていたという認識ですか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

溝辺の施設につきましては、事業計画書等を一部提出がなされていないというのは、聞いております。

○委員（木野田誠君）

移住定住の条件について、お伺いしたいんですが、移住定住の補助金を活用して移住される方は、自治会に入ることが条件ですか、条件じゃないですか。それと当初に半額、5年後に半額といったようなことでまちがないですか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

自治会の加入が交付の条件となっております。それから補助金の交付につきましては、初年度に、扶養加算分を除いて初年度に半額、そして5年経過時に半額をお支払いする形をとっております。

○委員（木野田誠君）

最初、自治会に入って、それから5年間そこに住み続ければ、自治会を脱会してもという案件があるみたいですが、その辺の5年経った後のことに関しては、情報が入っておりますか。質問を変えます。その移住者についての5年後の追跡調査はされておりますか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

これまで5年経過された世帯について、追跡調査を行ったことはありません。

○委員（木野田誠君）

先般あるところの自治公民館長さんとお話ししているときに、私のところは移住定住促進事業で来て、自治会に加入していたんですけど、5年間経ったらみんなやめていくと、その5年間の中の、霧島市内にちゃんと住所を移して生活をしなければいけないんだけど、聞きたいな感じですね。5年間経ったら自治公民館をやめていって、実際にお金をもらって移住して、そこに住み続けている人は、「二軒しかありませんよ」というな話をちょっと聞いたんですけども、こういうことがあるのであれば、せっかくの移住定住制度も単なる家を購入するためだけのお金という形になりますから、その辺の5年後の方策とかの対応を考えたほうがいいんじゃないかなと、せっかくのこのいい制度なんですけれども、そういうふうに使われると、次の人に迷惑を掛けるような制度になってきますから、その辺はどういうふうを考えてらっしゃいますか。そういう案件は聞かれたことはありますか、ありませんか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

まず、5年経過後に霧島市に在住したまま、自治会だけ脱退されるということでしょうか。

○委員（木野田誠君）

5年経ったら住所を例えば、鹿児島市へ返してしまうとかというような形ですね。自治会は脱会して、たまに来るといっても言われました。

○地域政策課長（西敬一朗君）

今、確認させていただいたんですけども、そういう案件については、地区の会長さんあるいは館長さんから寄せられたことは、現在まではございませんでしたが、おっしゃいますとおりこの移住定住補助金の一番の目的は、住んでもらって人口を増やすということだけではなくて、中山間地域にお住まいいただいて、自治会活動に参加していただいて、中山間地域の活性化に一役かっただきたいというのが、大きな目的でありますので、現在も当然、目的はお話ししているところなんですけれども、今後問い合わせ等がある場合には、まずその補助の目的というのをまず、理解いただくと、それと家を買うお金の助けになるというか、この補助金自体は購入される、あるいはその改築される実際に本人さんが、お金をお支払いされた領収書をもって、お支払いしますのでこの補助金を目当てに、住宅を購入されるというようなものではないと考えています。

○委員（厚地 覺君）

今の関連ですけれども、この相談窓口を経由して移住された方は66世帯178人、補助金が43世帯とありますけれども、中山間地のどの地域に何世帯移住されているのか、教えてください。

○地域政策課主幹（笹峯毅志君）

まず、補助事業を使つての世帯の内訳につきまして、御説明申し上げます。全体で43世帯118名でございますが、国分地区に2世帯3名、隼人地区に10世帯中21名、溝辺地区12世帯42名、横川地区2世帯5名、牧園地区8世帯24名、霧島地区5世帯10名、福山地区4世帯13名でございます。それと相談窓口を経由しての移住者の内訳につきまして、全体の66世帯178名でございますが、国分地区11世帯31名、隼人地区16世帯32名、溝辺地区15世帯49名、横川地区2世帯5名、牧園地区10世帯30名、霧島地区7世帯14名、福山地区5世帯17名でございます。

○委員（前川原正人君）

成果書の18ページの中で、権限移譲による業務の拡大ということで、権限移譲に向け1件、県と協議を行ったことで権限事務の内容の確認ができたということなんですが、これはどういう内容のものなのか、ねお示しいただけますか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

高等学校等の生徒に係る、高等学校等就学支援金の支給等について、授業料の無償化に係る事務について協議を行ったところです。

○委員（前川原正人君）

次の19ページの成果書の中で、平成28年4月1日現在の職員数が1,116人と平成29年4月1日現在の職員数が1,112人と、これで4人ほど減ったんだよということで、示してあるわけですけれどもこの定員適正化の経営健全化計画の第二次が、平成29年度で終了するというところで、一つの指標になっているんですが、最終的にはこの人件費の削減というのを、どこぐらいまで持って行かれる計画なのか。日々、毎年、業務だけが増えていって、職員数は年々減っていくとその分の一人に係る荷物というのは重くなるので、少しでも最終的には、どんだけということがあると思うんですが、どれぐらいを想定して考えていらっしゃいますか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

最終の目標といひましようか、第二次計画の目標値は1,110名で、あと2名の減で来年の4月1日ですね。この数値自体が合併当時の職員数から2割程度削減するというところで、現在この定員適正化計画が今年度をもって終了するために今後、どうしていくかということを行革大綱等を含めて、今慎重に協議を行っているところでございます。

○委員（前川原正人君）

やはり、問題は先ほども申しましたとおり、人が減ると業務がその分乗っかってくるわけですよ、臨時職員も増やさざるを得ないと、だから、ある一定程度までは、どうしても財政課との協議もあるでしょうけれども、最低限の人員確保というのは必要だと思うんですね。多ければいいというものではないですが、その上に来年から総合支所から出張所への縮減となりますと余計、今度はまた、業務量が本庁のほうに乗っかってくると、それはやはり、ある意味業務量が増え過ぎると、限界が早いわけですので、その辺の協議というのも今後はやられるという理解でいいですか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

現在、慎重に協議を行っているところであります。

○委員（前川原正人君）

次の21ページになりますけれども、先ほど新橋委員のほうから質疑が出たわけですけれども、要するに一言で言えば、国分市内への直行便のバスというのを例えば、私も福山に住んでるわけですが、そういう協議というのはできなかったのか、一部デマンド交通と言ったほうがいいのか、ダイヤ改正をして、バスの利用時間が若干変わる、9月の二十何日でしたか、変わるということで張り出しもあるんですが、直行便というそういう議論はなかったんでしょうか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

ただいまの質問は、ふれあいバスということではなくて、路線バスというところは、これまでもいろいろ御意見を伺っているところですが、市をもってしても調整し切れない、事業者間の事情がございまして、もちろんそこが一番の交通網を考える上では、大きな問題だとは思いますが、実際はそこまで至っていないというところがございます。

○委員（前川原正人君）

問題は、路線権の問題なんです。民間の場合、路線権を持っていて、ここだけは譲れるよ、ここは譲れないよというのが、実際あるんですね。実際、逆に言うと利便性を上げようと思ったら、業者さんをお願いをして、前提になるわけですけど補助金を少し上げれば路線権は、九州運輸局の陸運事務所が了解するんですよ。だから、行政とバス会社と地域の代表とやはり協議が必要ではないのかなと思うんですが、今後そういうことも予定するべきではないですか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

これまでバス事業者さんとの協議の中では、様々な点から協議をしてきているところではあるとは思いますが、今おっしゃったような意見も頭に入れながら、また、事業者さんと協議をさせていただきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

24ページの平成29年3月13日から4帳票を追加したと、課税証明書、所得証明書、所得課税証明、非課税証明書ということで、コンビニでとれるということになるわけですが、これが大体どれぐらいの発行率というふうになっていきますか。全体からすると、ほんの数パーセントだと思うんですが、まだ、年度が途中ですので、どうしてもばらつきというか、動いていますのでなかなか難しいとは思いますが、今の状況でどれぐらいの利用率かお示いただけますか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

コンビニ証明の発行につきましては、市民課のほうが所管なんですけれども、お聞きしているところでは、実績としまして平成28年度の交付実績で、これは途中からだったんですけども、税証明は8件でございました。平成29年度の交付状況では、7月31日現在では税証明は、0件です。参考までに、住民票などを含めたトータルで申し上げますと、平成28年度の交付実績としては862件です。平成29年7月31日現在では、トータルが414件でございます。

○委員（新橋 実君）

基幹統計調査について、お伺いしたいんですけど、市内の181調査区ですね、これというのはいつも決まっているんですかね。

○情報政策課主幹（大窪修三君）

この調査は5年ごとでございまして、その度に国が指定する調査区になります。

○委員（新橋 実君）

聞くところによると、いつも同じところをされてるような話を聞くんですけども、場所というのは5年ごとですけど、同じ場所を調査するんですか。

○情報政策課主幹（大窪修三君）

先ほど申しましたとおり、国がそのたび示す調査区になりますので、場合によっては同じ調査区が当たる可能性もあると思うんですけども、基本的には5年ごとの調査のたびに決定する形になります。

○委員（新橋 実君）

市はタッチしていないから分からないと、国が指定してくるということですか。

○情報政策課主幹（大窪修三君）

そのとおりでございます。

○委員（中村満雄君）

空き家バンク制度についてお伺いしますが、先ほど国分は6件ということでしたが、今霧島

市のホームページを見てみたら、広瀬の1件しか登録されていないんですけども、そのことと内容を見ますと、不動産屋のインターネットでよく見る、間取りとか場所とかそういったことが掲載されていると、賃貸が1件ありましたけれども、窓口が霧島市になっているわけですが、この空き家バンク制度というのは、そもそもどういったものなのか、不動産屋と同じようなことをやるのか、例えば取引の仲介をするのか、手数料をもらうのかというところを説明をお願いします。

○地域政策課長（西敬一朗君）

先ほどの件数については、登録申請件数ということで件数を申し上げました。実際に登録されている件数は3件であったと思います。数値と違いは登録申請件数と登録数ということで御理解いただきたいと思います。本市の空き家バンクにつきましては、職員が仮にバンクに登録して売却をされたいという方が希望されている金額が、果たして相場であるのか、どうか等情報を私どもが持ち得ておりませんので、この空き家バンクにつきましては全日本不動産協会さん、それから鹿児島県宅建協会さんと協定を結びまして、申請があった場合に担当を付けていただくようにしております。その担当の方がオーナーさん、あるいはその管理されている方のその値付けが相場としてどうか等の相談にもものっていただきながら、また、内覧を希望されている方がいらっしゃいましたら、不動産関係の方が対応していただくということで、先ほど言いましたその2団体と協定を結びまして市の空き家バンクに協力をいただいているところです。その専門の業者の方が担当ということになりますので、実際に取引が成立した場合には、通常の仲介料等を担当の業者さんは受領をすることになります。

○委員（中村満雄君）

何年か登録されていますけれども、登録に関して市の職員が、例えば画像を撮って、場所を特定して、いろんな間取りとかそういったものまで、こと細かく載っていますけれども、そういったところは市の職員がおやりになっているんですか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

市の職員のできる範囲、なかなかできない範囲というのがございますので、現地の確認、それから外観等につきましては、職員でも写真を撮ってくる等はできますけれども、状態がどうであるというような判断につきましては、その不動産業者さんに御協力を頂いているところでございます。

○委員（中村満雄君）

私の近所も登録されていたんですね。ああそうなんだ、値段はこうなんだということが分かったんですけども、契約成立という物件もあったんですけど、その契約成立に至った経過とかというのは、先ほど課長が説明されたように最終的には、市に問い合わせが来たとしても、不動産屋の方を紹介して、そこでやってくださいということになるわけですね。

○地域政策課長（西敬一朗君）

先ほど、不動産業者さんが担当に付いてということをお申しましたが、その登録申請がありました場合には、その情報を不動産協会あるいは宅建協会さんに情報を流しまして、その中でまず担当を決めていただきます。担当が決まりましたら私どもに連絡がありまして、この物件については、どこのどなたが、担当になったということが分かります。先ほど言いましたその内覧等の希望がある場合には、担当業者さんが明らかになっておりますので、場合によっては直接、業者さんに連絡を取られることもあるというのは聞いておりますけれども、実際にその資格を持った方として、その仲介業に携わっていただいているというところでございます。無資格の私どもが、仲介ということではなく、有資格の方が、その仲介業務に関しては、責任を持って行っていただいているというふうに御理解いただければと思います。

○委員（中村満雄君）

不動産の仲介では、例えば、私が家を売りたいとすると、特定の専門の不動産屋に依頼する場合とすべて不動産屋さんに共有してもらってもいいですよということがありますよね。霧島市の場合には、どういうふうに行っているんですか。

○地域政策課長（西敬一朗君）

そもそも、これまでは国分隼人の市街地部分の物件につきましては、オーナーの方、あるいは、管理されている方が、ご自分で不動産業者さんを探されまして、それでも200件近い物件が売買、賃貸ということでネット上には、登録されていたんですけれども、私どもの移住定住補助ということで考えますと、中山間地域の物件を望まれる方もいらっしゃると思いますが、中山間地域の物件ですと、どうやって業者に頼んでいいのかわからない、あるいはどういう業者さんがいらっしゃるのかわからないというところから、登録をちゅうちょされる方もいらっしゃるだろうということで、先ほど言いました、その業界の団体と協定を結ぶことによって、市に相談いただければ担当の不動産業者さんは、オーナーさんは悩まなくても、こちらのほうで案内というか、実際には担当という形で連絡をいただきますので、こういう方が担当になりましたというようなことで、空き家バンク登録に関するハードルを下げたい、業者探しがわからないという部分については、ハードルを下げたいということで、先ほどからお話ししているようなやり方を選択したところでございます。

○委員（新橋 実君）

ケーブルテレビもデジタル化されて、例えば、溝辺でケーブルを付ける場合も隼人でケーブルを付ける場合でも、金額的にはそんなに変わらないと思うんですけど、やっぱり差があるんですか。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

月の使用料が、国分隼人は1,000円だと思うんですけど、溝辺は500円なんですけど、溝辺町が政策的に造っていますので、平成23年9月までは、無料だったんです。平成23年10月から500円に上げて、5年経ってまた協議をしようかということで、終わったんですけど平成28年10月に向けて、自公連関係で協議の場を持ってもらって協議をしたんですけど、サテライトの交付金等も減っているんですが、まだちょっと黒字があるもんですから、「高齢者もたくさんいると」「溝辺がしたことだよ」「町がしたことだから、ちょっと待ってくれ」と、こっちとしては、やっぱり機器の更新とかが出てきますので、そのときになったときにお金がないということで一般財源をつぎ込むわけにいかないです。「1年ごとに決算を説明させてください」と、自公連の館長会の中でですね。もしも、何百、何千万の赤字が出るようであれば、ちょっと考えてもらわないといけない時期に来ているのかなというふうに、話を通してあります。

○委員（新橋 実君）

今のこの委託料という形で4,224万9,930円が出てますけど、これがそれになるのですかね。

○溝辺総合支所地域振興課地域振興Gサプリーダー（有村昌明君）

ケーブルテレビの委託料につきましては、主に施設の保守管理委託と溝辺ではインターネット多チャンネルという施設を持っておらずに、国分隼人で運営している南九州ケーブルネットから配信しているものだからその配信料として委託料、そういったものが主になります。それと一部の番組制作費も入っています。

○委員（新橋 実君）

その金額というのは、どこに出てくるんですか。ここには、出てこないんですかね。結局はMCTにお金を払わないといけないわけですよね。そのお金はどこに出てくるんですか。

○溝辺総合支所地域振興課地域振興Gサプリーダー（有村昌明君）

500円の使用料につきましては、市で歳入として受け入れてそれを歳出の財源としておりまして、MCTさんのほうには、そういった番組の配信料ということで委託料で支払いをしているということです。

○委員（新橋 実君）

歳出は、どこで出てくるんですか。

○溝辺総合支所地域振興課地域振興Gサプリーダー（有村昌明君）

委託料になります。

○傍聴議員（植山利博君）

成果書の19ページ、定員適正化の成果のところですが、これは増減が4名、削減効果の見込額が3,372万円となっていますけれども、これは平成29年度の削減効果ですよ。そういう理解で、見込みですから、平成29年度の削減効果がこの数字だという理解でいいですよ。

○企画政策課長補佐（野崎勇一君）

そのような形で、平成29年度の見込みと捉えていただければ結構です。

○傍聴議員（植山利博君）

決算の成果書のところに、見込みと書いてあるから理解をするわけですけども、決算概要の11ページに、いわゆる人件費の総額が書いてあって、対平成27年度との減額が、1億5,672万9,000円という数字が出ているんだけど、これがいわゆる平成28年度の決算の減額という理解になると思うんですが、それでいいですか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

その1億幾らの部分は、そこの人件費の部分がどこまで入っているか分からないんですが、こちらの主要な施策の成果の19ページの人件費というのは、純粋にこの定員に対しての人件費で、財政のほうで作った人件費というのは、中を詳細に見てみないと分からないのですが、例えば議員の報酬も人件費ですし、その辺の区分をどのようにしているかで、変わってくると思いますので分かりかねます。

○傍聴議員（植山利博君）

人件費ということであれば、ほかのものも入っているんだろうと、これを平成27年に対して平成28年度は職員の数は何人減になっていますか。この成果書では4人となっていますよね、これと同じような見方をすれば平成27年度から平成28年度は何人減っていますか。

○企画政策課長（永山正一郎君）

19人です。1,135人から1,116人。

○傍聴議員（植山利博君）

総括のところで聞いたんだけど、11人の減と答えているんです。この成果書は4人で3,300万円と、これを4人で割り崩すと一人当たり843万円くらいになるんですよ。今度は、11人を1億5,672万9,000円で割れば一人当たり1,400万円くらいになって、6割くらいになるものだから、ちょっと矛盾をしているなどと思ってお尋ねをしたんですけど、もう少し整理をして答弁してもらえませんか。

○企画部長（満留 寛君）

昨年の成果書では、平成27年4月1日現在の職員数が、1136人に対しまして、平成28年4月1日現在の職員数が1,125人ということで、11人の減という形で削減効果の見込額としては、マイナスの9,273万円という形になっております。先ほどの若干の違いについては、グループ長のほうがお答えいたします。

○企画政策課企画政策G長（森山勇樹君）

平成28年度の実績として、去年上げている部分と今年度の成果として、平成28年4月1日現在の人数は、実際8人ずれてきていますけれども、これは平成28年度の定員適正化調査の中で、総務省のほうで、当初、1,125人と上げておりましたら、共済臨職として市が定員に入れておいた数字のほうで、この調査の中では定員に含めないということで、年度の途中からその4月1日現在の人数のカウントの仕方が1,116人というふうになっておりますので、その差で計算の仕方が変わってきているものと考えております。

○傍聴議員（植山利博君）

それで、何を言いたいかという、これまで合併からずっと職員数は減ってきているわけですよ。270億円ぐらいの削減効果になっているんだけど、平成30年から本庁方式になっていって、この前の答弁では出張所、その名称はどうなるか分かりませんが、大体、20人を目途にするという、現在は総合支所は26人を目途にしているんだと、そうすると6人総合支所では減るわけだから30人ぐらいの減になるわけですよ。もちろん本庁に移ってくるだろうけれども、そこを含んだ形でこ

の平成29年4月1日の定数になっているのか、平成30年4月1日に向けて、どれぐらいの削減を予定されているのかをちょっと聞いたかったですけれども。

○企画政策課長（永山正一郎君）

定員適正化計画では、平成30年4月1日の目標の職員を1,110人ということで、現在より2人減の計画としております。支所の人員等については、今慎重に協議を行っているところです。

○情報政策課長（宮永幸一君）

先ほどの新橋委員の基幹統計調査の調査区につきまして、捕捉させていただきます。この181調査区は、実績としては経済センサス活動調査でございます。これは、霧島市内の全ての事業所、企業等を対象にした調査でございます。5年周期ということでございます。実際181調査区につきましては、数字で変動はしますけれども、実際の調査は全てが対象になりますので、5年後はまた来たよというような形になるのかと思いますので、よろしくお願ひします。

○地域政策課主幹（笹峯毅志君）

先ほど中村委員から御質問のございました、空き家バンクの申請件数18件の内訳を間違っておりますので訂正をさせていただきたいと思ひます。国分地区が6件、隼人地区が3件、溝辺地区が1件、牧園地区が1件、霧島地区が6件、福山地区が1件でございました。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで企画部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時21分」

「再開 午後 3時37分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市民環境部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（久保隆義君）

市民環境部関連につきまして、概要を御説明いたします。まず、市民活動推進課につきましては、道義高揚・豊かな心推進運動や霧島市国際交流協会と連携し、国内外の交流活動などに取り組んだほか、地区自治公民館・自治会が実施する様々な地域活動や施設等の整備に対する支援及びNPO法人等の市民団体が実施する公益的な活動に対する支援等をとおり、地域の活性化、市民活動の促進を図るとともに、共生・協働のまちづくりを推進してまいりました。次に、環境衛生課所管分につきましては、自然環境及び生活環境の保全・向上対策として、合併処理浄化槽の設置促進や河川景観保全アダプト（里親）制度の普及啓発に取り組んでまいりました。循環型社会の形成につきましては、ごみの減量化や資源化へ向け、学識経験者や市民団体等を委員とする霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会を設置し、ごみの減量化や資源化に対する取組について協議していただき、本年5月に霧島市ごみ減量化・資源化基本方針を策定いたしました。また、敷根清掃センターにおきましては、ごみ焼却施設、不燃・粗大ごみのリサイクル施設を併設し、適切なごみ処理を行っております。次に、市民課所管分につきましては、戸籍法、住民基本台帳法、印鑑条例等に基づく、各種証明等の発行申請、各種届出書の受理並びに異動処理等の業務など事務的確な処理に努めるほか、マイナンバーカードの所持者については、全国のコンビニにおいて、各種証明書が受け取れる環境を整備するなど市民サービスの向上に取り組んでまいりました。また、人権擁護推進につきましては、人権尊重のまちの構築を目指して、人権啓発推進まちづくり事業や霧島人権擁護委員協議会活動支援事業、人権啓発センター各種教室事業、人権教育・啓発活動の一環として、子どもの

人権問題に関する人権フェスタを開催するなど、市民に対する人権啓発や人権学習の機会の創出等に努めてまいりました。次に、市民サービスセンター所管分につきましては、住民基本台帳法等に基づく各種証明書の発行、税証明の発行、市税や保育料等の収納などのほか、一般旅券申請受付及び交付事務を行っており、市民の皆様の利便性向上を図ってまいりました。次に、スポーツ・文化振興課所管分につきましては、霧島市スポーツ振興計画が目指す、生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境づくりを基本理念として、スポーツを通した明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に努め、各スポーツ関係団体との連携強化や総合型地域スポーツクラブが取り組んでいる地域スポーツの支援及び児童生徒のスポーツに対する支援等により、スポーツ人口の底辺拡大を目指してまいりました。また、2020年開催の国民体育大会鹿児島大会の霧島市実行委員会を設立し、開催経費、会場設営、宿泊輸送、安全警備等に係る先催県視察や、競技会場となる社会体育施設等の整備に着手しました。芸術文化につきましては、各種芸術文化団体が取り組む特色ある活動や霧島国際音楽祭の開催を支援するとともに、児童生徒を対象とした芸術鑑賞会事業や創作活動の発表の場となるきりしま美術展及びきりしまフォトコンテストなどを開催し、芸術文化活動を通じて、一人でも多くの市民に芸術文化活動に興味をもってもらえるよう努めてまいりました。以上で概要説明を終わります。詳細につきましては、担当課長がそれぞれ御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民活動推進課長（中馬吉和君）

平成28年度の市民活動推進課所管分につきまして、御説明申し上げます。平成28年度決算に係る主要な施策の成果の27ページを御覧ください。道義高揚・豊かな心推進運動につきましては、花いっぱい運動、あいさつ運動、マナーアップ運動及び姉妹都市交流の四つを重点施策として位置づけ、市民の道義高揚・豊かな心推進に対する意識の醸成を図りました。市民総参加による清掃活動等である、ふれあいボランティアの日には、市内66地区の自治公民館、約9,200人が参加し、市民のボランティアへの参加意識の向上が図られました。また、姉妹都市交流につきましては、姉妹都市盟約10周年記念式典を霧島市及び海津市においてそれぞれ開催し、両市の間で姉妹都市盟約確認書を交換するなど、更なる交流の促進が図られました。無線・有線放送施設整備支援事業、地区自治公民館等の集会施設等整備支援事業につきましては、地区自治公民館・自治会のコミュニティ無線の整備や老朽化した集会施設等の整備に対する支援を行い、円滑な地域活動の促進に努めました。次に、28ページを御覧ください。自治公民館連絡協議会運営事業につきましては、霧島市自治公民館連絡協議会及び各地区自治公民館連絡協議会における会議・研修会を開催し、地域間の情報交換・連携を図るとともに、2月には自治会加入推進月間を設け、自治会加入の促進に取り組みました。また、初めての試みといたしまして、転入等の異動者の多い3月と4月の2日間、霧島市自治公民館連絡協議会役員において、本庁1階ロビーで自治会加入リーフレット等を配布し、自治会加入の呼びかけを行いました。地区自治公民館運営支援事業につきましては、平成28年から補助金の増額を行い、更なる地区自治公民館の運営支援に努めました。また、地区活性化支援事業につきましても、平成28年から従来の地区自治公民館・自治会が単独で行う活動を支援の対象としていたものに、合同で行う活動も対象に加えるなど制度の拡充を行い、地域活動の推進、地域の活性化に努めました。地域まちづくり支援事業につきましては、活力ある個性豊かな自立した地域づくりを進めるためのビジョンとなる地域まちづくり計画の策定・見直し等に対する支援を行い、地域が主体となったまちづくりの推進に努めました。次に、29ページを御覧ください。市民活動支援事業につきましては、市民グループが企画・提案・実施する公益的な活動を募集のうえ、平成28年度は7団体が行う活動に対し支援を行い、市民活動の促進に努めました。国際交流の促進につきましては、姉妹都市や友好交流都市等との交流を行っており、中国陝西省銅川市からの訪問団及びマレーシア・マラッカ市セントフランシス学院からの青少年等の受け入れや、市からの支援により霧島市国際交流協会が実施している青少年海外派遣事業では、アメリカ11名、マレーシア3名及びラオス2名の計16名の中高生を派遣することなどにより海外交流都市との交流の促進が図られました。地域の国際化の促進

につきましては、アメリカ、中国、韓国の国際交流員3名が企画・立案する国際交流イベントや教室等の開催を通して市民の国際理解が深められました。以上で、市民活動推進課所管分の説明を終わります。

○環境衛生課長（出口竜也君）

平成28年度の環境衛生課所管分につきまして、御説明申し上げます。平成28年度決算に係る主要な施策の成果の30ページを御覧ください。公共用水域の水質保全につきましては、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止対策として、合併処理浄化槽の設置に係る補助を行っており、平成28年度におきましては、165基の補助実績件数のうち、単独処理浄化槽からの転換が62基、汲み取り便槽からの転換が97基、また、転換を伴わない既存住宅への合併処理浄化槽設置が6基となっております。森林の保全につきましては、市民、企業、団体、NPO法人と行政の協働により、霧島市10万本植林プロジェクト事業を実施しております。6回目となる平成28年度は、参加者620名が58種類、5,170本を植林いたしたところでございます。なお、平成27年度からプロジェクトの一環でどんぐりからの育苗事業を開始しており、平成28年度においても引き続き小学生に対しての環境学習の場を提供いたしております。次に、31ページを御覧ください。温室効果ガス削減につきましては、電気自動車等を購入される市民の皆様に対し、補助金を交付する低公害車等導入補助事業において、平成28年度は14件、140万円の補助金を交付いたしております。次に、環境学習の推進につきましては、緑のカーテン普及啓発事業を始め、4事業の実績を31～32ページに掲載いたしておりますので、お目通しください。次に、33ページを御覧ください。苦情相談につきましては、空地の雑草や野焼きの苦情など多岐にわたっており、これらの苦情や相談に対しては、各関係機関及び関係課との連携を図りながら、迅速に対応いたしております。狂犬病予防につきましては、犬の登録頭数は7,179頭、狂犬病予防注射頭数は5,230頭、予防注射接種率は72.85%となっております。次に、34ページを御覧ください。生物多様性の保全につきましては、環境学習会の開催やパンフレット等の配布により、生物多様性に関する啓発に努めてまいりました。また、霧島山が原産地であるキシマツツジにつきましては、知名度の向上を図るため、オープンガーデン及び写真展を開催いたしました。環境美化につきましては、霧島市生活環境美化条例及び霧島市天降川等河川環境保全条例に基づく、69名の環境美化推進員や河川環境保全推進員によるポイ捨てゴミの収集や犬のフン放置に対する指導などの環境パトロールや環境美化に関する啓発活動の取組を行っております。また、平成28年度は、環境美化モデル地区として7地区を指定し、地区自治公民館が中心となった環境美化活動も行われております。海岸漂着物回収・処理事業につきましては霧島市隼人町小浜海岸から国分敷根海岸までの区間で、多量の海岸漂着物が確認された際、民間業者に委託し人力施工および重機による回収を行っており、昨年度は海岸延長6,113mの区間、51.39tの漂着物の処理を行い海岸の良好な景観や保全が図られたところでございます。次に、35ページを御覧ください。河川景観保全アダプト（里親）制度の推進につきましては、平成28年度、新たに8団体の応募があり、天降川をはじめとした15の河川において137団体による河川景観保全のための美化活動が行われております。次に36ページを御覧ください。廃棄物対策につきましては、循環型社会の形成を推進するため、ごみの減量化や資源化を行い、環境への負荷の低減に努めているところであります。一番上の資源ごみ分別収集推進補助事業におきましては、資源ごみ分別収集を実施している828自治会に対し、ごみの適正排出や減量化および資源化を推進するため、1,551万4,100円の補助を行っております。4番目の不法投棄対策事業においては環境美化推進員や環境保全協会等の各環境団体と協力連携し、環境パトロールを実施したことで不法投棄の早期発見や未然防止に努めており、平成28年度は613件の処理を行っております。次に37ページを御覧ください。ここでは、一般家庭から排出されるごみの量や資源ごみの処理実績等について記載しております。平成28年度に家庭から排出されたごみ量は26,042tで平成27年度と比較いたしますと728t減少しております。また、中ほどの表には天降川リサイクルセンターや未来館に搬入された缶類、ビン類、ペットボトルなどの資源ごみ量を記載しております。平成28年度の缶類から廃食油までの搬入量については天降川リサイクルセンター1,463t、未来館

137 t, 合計で1,600 t となっており, 資源のリサイクルおよび資源の有効活用が図られたところでございます。次に38ページを御覧ください。主な事業としてごみステーションの衛生確保や効率的な収集を行うためのごみステーション設置費等補助事業や生ごみの減量を推進するための家庭ごみ減量化対策機器等購入補助事業など自治会や市民への支援を行っているところでございます。次に, 39ページを御覧ください。国分斎場につきましては, 最も厳粛な人生の最終行事を取り扱う施設であることから, ご遺族の感情等を深く認識し, 厳粛かつ安全で衛生的な火葬業務を行っております。指定管理者制度により㈱フクシマが管理・運営を行っておりますが, 平成27年4月1日から2期目, 5年間の指定を受け, 良好な管理運営に努められております。火葬等件数は, 平成28年度で1,683件であり, 平成27年度と比較し, 205件増加しております。次に, 40ページを御覧ください。敷根清掃センターにつきましては, 安定的かつ安全なごみ処理業務を行っております。特に, 複雑多岐にわたる機器・設備の維持管理や補修等に対応しながら, 可燃ごみ, 不燃ごみ, 粗大ごみの適切な処理業務に努めており, 処理過程で分別した鉄, アルミ等の有価物は, 計画的に業者に売却し, 資源の再利用を図っております。ごみ搬入量は, 平成28年度は3万5,912 t となっており, 平成27年度と比較し, 1,653 t 減少しております。し尿処理業務は, 南部し尿処理場と牧園・横川地区し尿処理場の2か所で処理しております。まず, 南部し尿処理場は平成19年4月から国分・隼人・福山・霧島地区のし尿・浄化槽汚泥の適正な処理業務を行い, 平成21年4月からは溝辺地区のし尿・浄化槽汚泥も牧園・横川地区し尿処理場と分担して処理しております。南部し尿処理場の搬入量は, 平成28年度は5万3,643kℓであり, 平成27年度と比較し, 36kℓ減少しております。次に, 41ページを御覧ください。牧園・横川地区し尿処理場は, 平成11年4月から本格稼働し, 17年が経過しておりますが, 機器・設備の維持管理や補修等に対応しながら, 牧園・横川地区のし尿・浄化槽汚泥及び溝辺地区の浄化槽汚泥の一部を適正に処理しております。搬入量は, 平成28年度は1万705kℓであり, 平成27年度と比較し, 69kℓ減少しております。なお, 両施設とも指定管理者制度を導入し, 管理運営を行っております。南部し尿処理場は, 平成25年4月からJFE環境サービス(株)が, 牧園・横川地区し尿処理場は, 平成24年7月から(株)三州衛生公社が管理運営を行っております。また, 両施設とも周辺環境や地域住民の生活環境の保全に配慮するとともに, 臭気対策や排水対策に万全を期し, 処理場内の剪定・草払いなど環境美化にも努めております。以上で, 環境衛生課所管分の説明を終わります。

○市民課長(佐多一郎君)

平成28年度市民課所管分につきまして, 市民サービスセンターを含め御説明申し上げます。平成28年度決算に係る主要な施策の成果の42ページを御覧ください。まず, 戸籍関係につきまして, 平成29年3月31日現在で, 本市における本籍数は5万9,800戸籍で, 対前年度比で161戸籍減少, 本籍人口は14万4,953人で, 対前年度比で808人減少しております。住民基本台帳人口につきましては, 平成29年3月31日現在で, 12万6,047人で, 対前年比で185人の減少, 世帯数は, 5万9,831世帯で, 対前年比で304世帯の増加となっております。住民基本台帳人口のうち外国人の人口につきましては, 490人で, 対前年比で86人の増加となっております。また, 平成28年1月より開始されましたマイナンバーカードの発行件数は, 平成29年3月31日現在1万713件となっております。次に43ページを御覧ください。市民サービスセンターでは, 年末年始を除く午前10時から午後7時までの毎日, 住民票, 戸籍, 印鑑登録証明などの各種証明書の発行, 市税や保育料, 市営住宅使用料などの収納業務に加え, 一般旅券の申請, 交付事務を行っております。各種証明発行件数は, 1万6,928件, 対前年度比で1,963件の増加, 税証明発行件数は3,929件, 対前年度比で667件増加しており, 市民の皆様の利便性の高い公共施設として定着してきているものと考えております。次に44ページから45ページを御覧ください。人権擁護の推進及び人権啓発につきましては, 霧島市人権教育・啓発基本計画に基づき, 人権フェスタを開催したほか, 小学生を対象とした, 人権の花運動や隼人人権啓発センターにおける人権学習会を開催するなど, 人権尊重社会の実現に向け, 人権啓発事業に取り組んだところです。なお, 平成28年度の人権フェスタにつきましては, 牧園地区での開催となり子どもの人

権問題を重点項目とし、講師の小森美登里さんに「いじめって何ですか？」と題して御講演をしていただき、約440人の市民の方が参加されました。また、隼人人権啓発センターにつきましては、地域住民及び利用者の利便性・安全性向上のため、大規模改修工事を行っております。以上で、市民課関係分の説明を終わります。

○スポーツ・文化振興課長（赤塚孝平君）

スポーツ・文化振興課所管分につきまして、御説明いたします。平成28年度決算に係る主要な施策の成果の46ページを御覧ください。学校体育施設開放事業に関するものでございますが、この事業は、健康増進を目的とした地域のスポーツの振興を図るために、地域住民に身近な学校体育施設を広く開放し、市民がスポーツをする機会や場所を提供しようとするもので、延べ12万7,778人の方々の利用がございました。次に、地域のスポーツ推進委員によるニュースポーツの出前講座に関するものでございますが、24回開催し、1,185人の方々の利用がございました。次に、各種競技の全国大会や九州大会へ出場した方に対する参加費用の一部助成に関するものでございますが、20の団体と個人38人への実績となっています。次に、生涯スポーツを推進するため、上野原縄文の森駅伝大会や各地区公民館対抗スポーツ大会を開催しております。また、笹川スポーツ財団が主催するチャレンジデーに参加し、対戦相手の秋田県横手市に勝利しました。市民の皆様のご協力により11万4,289名の参加を得ることができ、前年に引き続き金メダルを獲得しました。次に、47ページを御覧ください。社会体育施設の工事・修繕等に関するものでございますが、老朽化に伴う工事等を行っており、施設工事につきましては、まきのはら運動公園クラブハウス新築工事や国分球場メインスタンド外壁改修工事など6か所、施設修繕につきましては、国分球場スコアボード修繕など38か所を行っております。次に、48ページを御覧ください。文化振興費におきましては、市民の皆様の芸術文化活動のきっかけづくりとして、劇団四季によるこころの劇場をはじめ、青少年劇場や生徒芸術鑑賞会、きりしま美術展、きりしまフォトコンテストなどを開催いたしました。特にきりしま美術展やきりしまフォトコンテストには、老若男女を問わず、市内外から多くの出品をいただいた事は、芸術文化活動への喚起とともに、霧島市のPRにつながったものと考えます。また、第37回霧島国際音楽祭には、受講生や観客をはじめ、延べ1万7,897人の方々が参加する一大イベントとなり、霧島の夏の風物詩として定着しております。以上で、スポーツ・文化振興課所管分の説明を終わります。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（平原志保君）

総務部で地域コミュニティ無線の接続でサンビレッジの件についてお伺いしましたが、市民環境部で聞くようにとのことでしたので質問させていただきます。霧島地区のサンビレッジ地域の市営住宅にはコミュニティ無線が設置されていますが県営住宅には設置されていないので設置してほしいという要望があります。その件について教えていただきたいと思います。

○市民環境部長（久保隆義君）

サンビレッジにつきましては、市営住宅には建築住宅課でコミュニティ無線の戸別受信機を貸与しますが、県営住宅につきましては県の状況を確認しながら庁内の関係課で対応を現在検討中でございます。近いうちに結論が出ると考えています。

○委員（平原志保君）

分かりました。なるべく早目をお願いいたします。

○委員（前川原正人君）

成果表の28ページで自治会の加入率が前年度比1.63%下がっていますが、実際、議員と語ろかいでも多くの集落や公民館で加入率が良くないと聞きます。加入については強制ができない、任意となっていますが、前年度比1.63%のマイナスについてどのように分析をされていらっしゃるでしょうか。

○市民活動推進課共生協働推進グループ長（宮田久志君）

自治会加入率の減少につきましては、大変頭の痛い問題でございまして、市の自公連でも努力目標ということで毎回検討をいただいております。市としましても自治会加入率の減少要因は何が考えられるか分析をしているところでございますが、基本的にはこれまでの相互扶助精神の希薄化や単身世帯アパートの増加、生活スタイルの多様化などが要因になっていると考えております。今後も自公連と連携をとりながら対応策を検討して参りたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

もう一点はですね、同じ地区自治公民館運営支援事業で補助実績が89件ですが、具体的にはどういう内容によるものですか。例えば地域活性化補助金とかも中に入っているという理解でいいですか、それとも別の枠という理解でいいですか。

○市民活動推進課共生協働推進グループ長（宮田久志君）

地区自治公民館運営支援事業につきましては、地域振興補助金や地区活性化事業補助金とは別でございまして。地区自治公民館の運営に対する補助金といたしまして、館の裁量で自由に活用できる補助金となっております。

○委員（新橋 実君）

成果の30ページですけれども、合併処理浄化槽が新築から汲み取りと単独浄化槽切り替えという転換になりましたが、確か平成27年度から平成28年度でしたか。

○環境衛生課長（出口竜也君）

新築に対する補助につきましては平成26年度までで平成27年度は経過措置でございまして。平成26年度に建築が進んでおりまして平成27年度に補助をした部分がございまして。平成28年度からは新築に対する補助はありません。

○委員（新橋 実君）

平成27年度は474基のうちの128基が新築分ということで理解してよろしいですか。

○環境衛生課環境保全グループ長（山本秀一君）

平成27年度のトータルが474基で下の単独浄化槽の転換と汲み取り転換を差し引いた148基が新築分ということになります。

○委員（新橋 実君）

平成28年度、平成29年度もありますけれども、単独浄化槽や汲み取りはまだ結構あると思いますが、今後の推移などはどのように考えていますか。

○環境衛生課環境保全グループ長（山本秀一君）

合併処理浄化槽の推進につきましては、汚水処理人口普及率という指標を用いて促進を見きわめています。平成28年度末で約78%の8割に近い汚水処理人口普及率が伸びてきております。まだ、依然として単独処理浄化槽や汲み取り転換分のくみ取り便槽は残っておりますので、今後さらに上昇し8割を超えるように転換を進めていきたいと考えております。

○委員（中村満雄君）

自治会について伺います。自治会に入りましょうということで、自治会が未組織のところは組織化されることを市が推奨されると思います。具体的にいいますと、霧島で四季の里という自治会ができて、太陽光発電が建設されることに対しても一致して取り組みをされていましたが賛成派と反対派に分かれてしまい、太陽光発電に賛成する方々が新たに自治会を作ろうと、そういったことに対して市はなかなか踏み込めない部分があるかと思いますが、どのような指導をされるのか、指導方針といいますかそういったところがありましたら聞かせてください。

○市民活動推進課長（中馬吉和君）

四季の里の件につきましては、霧島総合支所のほうからも情報を頂いているところでございます。先日、支援団体ということでも許可をしたところでございます。その後、議員がおっしゃいましたように太陽光発電、あるいは別荘地内の道路等によりまして分裂しそうな状況であるという話はお

伺いしております。それ以降、具体的な話はお伺いしておりませんが、こちらとしては指導とか強制的なものではないにいたしましても、相談にはこれまでも応じておりますので、また総合支所等を含めまして一緒にお話をお伺いさせていただければと思います。

○委員（中村満雄君）

過去ですが、霧島の養豚場建設計画があつてそのときも賛成や反対があり自治会が分裂することがあり、まだその拘りが残つて自治会から脱退した方もいて、こちらの所管ではありませんけれども例えば広報誌が届かないとかコミュニティ無線が来ないとか、環境を破壊するような事業が実施されることで、自治会が分裂することは悲しいことで、昔から仲の良かった集落がそのようなことになってそのままずっと続くことを非常に危惧していますけれども、そういったことに対して両方の言い分を聞いてとかになるでしょうけれども、分裂ということは良くないと思うので何とか市が仲介をするとかできないか教えてください。

○市民活動推進課長（中馬吉和君）

自治会が分裂するというのは今の理由のほかにも、ごみステーションや様々な理由により最近の利害関係で自治会を分けるケースが発生しています。私どもといたしましては利害関係の理由によって自治会を分別していくのはやっぱり好ましい状況ではございませんので、できれば話し合いでまとまるような方向で調整をしたいと考えております

○委員（前川原正人君）

先ほど新橋委員の質問に関連するんですが、現在、汚水処理人口普及率が78%になったということですが、5人槽、7人槽、10人槽の全体に対する設置台数をお示してください。

○環境衛生課環境保全グループ長（山本秀一君）

5人槽、7人槽、10人槽という区分けですが、浄化槽の設置という部分は補助対象と補助対象外の民間設置の住宅用分もあり、その分で行きますと合併処理浄化槽が平成28年度末の汚水処理人口普及率78%に対する基数ということで数値を抑えています。合併処理浄化槽の総合基数で住宅用としては平成28年度末で1万6,979基となっており、詳細の5人槽、7人槽、10人槽という数値については把握しておりませんでした。

○委員（前川原正人君）

全体で1万7,000基弱の浄化槽が設置されているわけですが、県は財政力指数によって県の補助率が下がるわけですね。その分は市が立替をしていることになっていると思いますが、その辺については財政力が弱い自治体の場合3分の1全額を県が出しているわけで、霧島市は財政力指数が良いので県の補助金が削減されており、本来その分は県がちゃんと責任を負うべき性格のものですが、議論というか要請は県のほうへどうしているのでしょうか。

○環境衛生課環境保全グループ長（山本秀一君）

県の方には個別で県の浄化槽の担当課がございまして、室長や担当者と個別に会う機会も年に数回ございますので、その中で今までは三分の一本来の補助額で出してほしいというお話をしておりますが、県全体での補正係数が市町村で違うので、霧島市だけで話をしても進まないというのが実情でございますので、県内の浄化槽の補助事業を行う43市町村の協議会もございまして意見交換をしていきたいとしている状況でありますけど、現在そこまでできてないという状況でございます

○委員（前川原正人君）

国県補助というのは差別と言ったらいけないですが、財政力指数で差別化しているんですね。その分は市の負担になっているので、県のほうに強く求めていただきたいということを要請しておきます。それともう一点は、37ページの収集運搬した家庭系のごみが2万6,042tとのことですが計画目標から見たときにどれだけ縮減となるのか、この数字が示している家庭ごみの量を減らしたいという努力は行政側もされているし、そのことを各家庭に周知して啓発をされていると思いますが計画目標から見た場合にどうなのかという点でいかがでしょうか

○環境衛生課長（出口竜也君）

回答の数値を持ち合わせておりません。

○委員（前川原正人君）

同じく37ページの缶、ペットボトル、ビン類、その他プラスチック類ということでそれぞれ出ていますけれども、この収益金が大体どれぐらいになるのでしょうか。集めて資源化しているわけですが、どの程度の金額になっているのかお示しいただけますか。

○環境衛生課廃棄物対策グループ長（赤塚裕紀君）

資源ごみ全体の売却益は平成28年度で2,957万696円となっております。

○委員（前川原正人君）

大体約3,000万円が資源ごみの収益としてあるわけですが、市民への還元という点で考えていくと、ごみを結ぶ紙紐の配布とか様々なやり方があると思いますが、還元の在り方について環境保全協会との協議も必要でしょうか、行政としてもっと積極的な市民への還元という点についていかがでしょうか。

○環境衛生課長（出口竜也君）

資源ごみの収益につきましては、事業の財源等に充てております。一方で市民への還元ということですが現在のところは環境保全協会のほうで、ごみ袋や紙紐等の形でリサイクルを推進する中で還元活動しておりますけれども、収益については事務事業の財源に充当しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

何が言いたいかという、市民の皆さんは資源ごみを洗って出して、それを環境保全協会や行政を介して収益が約3,000万出ているわけです。実際に市民の皆さんはゴミ袋を買うわけですね。だからそういうところにもう少しは恩恵というか市民へのリターンをすることで、資源ごみ回収への協力がさらに進んで行くという相乗効果が期待できるので環境保全協会とも協議をすることが必要ではないのかなと考えます。今回の決算を踏まえてそういう協議を進めていくべきではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

○環境衛生課長（出口竜也君）

市民への還元につきましては、実は先ほど説明の中にもありましたが、資源ごみの分別収集推進補助事業ということで、こちらは市のほうで予算化して環境保全協会を通じて自治会のほうにお配りしている補助事業がございます。資源ごみの分別回収に御協力いただいているということで、御苦勞をされている各自治会に補助金の交付は致しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

42ページのマイナンバーの件についてですが、先ほど口述書の中で1万5,611件ということで、大体、普及率でいくと8%くらいという理解でよろしいですか。

○市民課長（佐多一郎君）

霧島市の普及率でいきますと、8.39%です。ちなみに全国の交付率が平成29年3月31日現在で8.6%、鹿児島県の交付率が7.98%となっております。

○委員（中村満雄君）

市民課にお伺いしますが、成果の42ページですが、転入転出の件数で、転入が4,464件、転出が4,480件となっておりますが、まず、この件というのは人ということですか世帯ということですか。

○市民課長（佐多一郎君）

1件なので人ではございません。件数になります。1世帯という形になります。

○委員（中村満雄君）

分かりました。地域政策課の説明で、霧島市に昨年度、66世帯178人おいでになっているにも関わらず、市民課の数字では、やっぱり転出のほうが多いということで、意外に思っているんですが、もしも地域政策課が言う66世帯178人がおいでにならなかったら、この差がもっと開くことになるわけですが、霧島市の市民の動向を転入、転出ということに関して、市民課はどのように思わ

れていますか。やっぱりどんどん出て行ってらっしゃるんだなということになるんですか。放っておいたら出ていっている、少なくとも移住定住でおいでになっているから何とかつじつまが合っている状態ということになるんでしょうかね。

○市民課長（佐多一郎君）

具体的な内容については把握はしていないんですけども、傾向としましては、やはり国分隼人につきましては転入のほうが多い状況かなというふうには感じております。

○委員（中村満雄君）

転入転出の42ページの数字といたしますのは、市内の転入転出、いわゆる住所異動とかも含んでいるということですか。

○市民課長（佐多一郎君）

転入転出につきましては、あくまでも市外からのものでありまして、市内の場合は転居という形で計上されております。

○委員（中村満雄君）

ということは私が先ほど申し上げましたように、移住定住の方々がおいでになっていなかったら、この転入転出の数字の乖離というのはいっと大きくなっていくことになるわけですね。霧島市の人口の動態といたしますか、どういったように推移していきんだらうかということで、どのようにお考えですかと聴いているのですが。

○市民課長（佐多一郎君）

委員がおっしゃられるように、移住定住の分が入れば数字は変わってくるものと考えております。

○環境衛生課廃棄物対策グループ長（赤塚裕樹君）

先ほどの前川原委員の成果の37ページの、収集した家庭系のごみの量が2万6,042 tで、これを目標値としてどのように捉えているかということで、今、一般廃棄物処理計画の中で、平成29年度までの市民一人1日当たりのごみ量を900 gということに目標値を定めております。それで計算しますと、900 gのときの年間のごみ量は、4万1,572 tという計画目標値になります。そして平成28年度の総ごみ量が4万2,813 tですので、それを割りますと97%というところになっております。

○委員（新橋 実君）

33ページですけども、いろいろな苦情が678件きているわけですけど、この苦情に対しては、どういうふうな形で対応されているのか。

○環境衛生課長（出口竜也君）

苦情が寄せられますと、まず、現地に赴きまして苦情主の方にお話を伺います。一番多い雑草等でありましたら、所有者を調べまして、すぐに分かれれば訪問しまして、雑草の刈り取り等を直接依頼しておりますし、所有者が不明あるいは市外県外の場合は、一旦帰りまして帳簿等で調べて、お手紙等で草払いなどのお願いをしているということでございます。いずれにしても、現地に向いて、相手のあることでしたら双方のお話をお伺いして解決に向けて努力をしているところでございます。

○委員（新橋 実君）

雑草等はそういった形で対応できると思うわけです。いろんな苦情があるわけですが、今朝もテレビで野焼きの件をやっていましたけれども、兵庫県三田市ですけども、警察の見解と市の見解が違うということで。野焼きですけども、霧島市の対応というのはどういうふうな形になっていますか。

○環境衛生課環境保全グループ長（山本秀一君）

野焼きにつきましても、今先ほど委員の言われたように、警察との見解が分かれているという記事を私も見ましたけれど、一般的に、農林水産業に伴うものにつきましては、有害物ではない、農業であれば稲わらの焼却等につきましては、廃棄物処理法には違反していないのではないかとというもとで、私どもはお願いという形をします。強制的に消さないとだめですよというような指導は致

しておりませんで、お願いには現場に行って状況をお伝えするというようにしております。また、一般的に生活系のごみといわれるものをもし野焼きをされていた場合には、それは廃棄物処理法に違反ということになりますので、まず市のほうで指導をきつくし、その後あまりにも改善が見られない案件があった場合は、警察等の御協力をいただいて、いっしょに指導するという形になります。

○委員（新橋 実君）

野焼きについては、田んぼでの野焼きであれば警察のほうは理解をされているということで理解していいですか。

○環境衛生課環境保全グループ長（山本秀一君）

今まで田んぼの野焼きに関する部分で稲わらの焼却等につきまして警察と意見交換は正直したことがございませんので、こちらとしましては、田んぼの稲わらの焼却という部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、違法なものではないんじゃないかという判断です。ただ、周辺で臭い、煙に苦しんでいらっしゃる住民の方からの訴えがきますので、その部分については、御理解いただけるように御説明にお伺いしているところでございます。

○委員（新橋 実君）

その辺はしっかり対応していただきたいと思います。あと、霧島市は海岸線が非常に多いわけですが、海岸沿いにはいろんな漂着物がくるわけです。今回も、下井海岸、小浜海岸、敷根海岸と上がっているわけですが、こういったところにもボランティアで上がってきた漂着物を集めていただいて、その後、市のほうに片付けてくれとか連絡される件もあると思うわけですが、こういったものについて、どういうふうな形で対応したらいいのか、市民の方も市がすぐ対応できるのかということで、なかなか難しい面もあると思うんですけれども、以前は県のほうで対応してもらったりしていたわけですが、今、霧島市はどの程度で片づけをされるのか、その辺はどうなんですか。

○環境衛生課廃棄物対策グループ長（赤塚裕樹君）

海岸漂着物につきましては、暴風雨があったときとか大潮のときとか、そういった時をみてパトロールを行って、海岸に漂着物が多いときには収集を行っています。また、地域の方々がボランティアなどでごみを集めるという相談があったときには、それに合わせてこちらでも発注し、同じ時期にやる方法で行っているところでございます。

○委員（新橋 実君）

できるだけそういう形で、連絡がきたら現地を調査していただきたいと思います。あと、37ページですが、資源ごみが3,086 tあるわけですが、この下のほうの天降川と未来館の資源ごみを見ると、これを引くと1,486 tという差が出てくるわけですが、この残りは紙ということで理解していいですか。

○環境衛生課長（出口竜也君）

どの部分との対比でしょうか。

○委員（新橋 実君）

可燃ごみが3万6,892 t、不燃粗大ごみが2,835 t、その下に資源ごみが3,086 tとありますよね。下のほうに、資源ごみでびん類、ペットボトルとか書いてあるじゃないですか。これを合計したトン数を上の資源ごみから引けば1,486 tという数字が出てくるんですけれども、この差というのが紙類になるんですかということです。1,486 tは何になるんですか。

○環境衛生課長（出口竜也君）

そのとおりでございます。紙類の量ということでございます。

○委員（新橋 実君）

紙類ということですよ。霧島市も紙を集めているわけですが、民間でボックスを置いて空き缶などを集めているところがあります。そういったところの取り締まりはなかなかできないということなんですけれども、紙12円/kgとか聴くわけですが、やはり広報をいただいて、市

の財源にさせていただきたいと思うわけですが、その辺についてどういうふうを考えていらっしゃるでしょうか。

○環境衛生課長（出口竜也君）

紙類のリサイクルにつきましては、市で収集するほかに、今ございましたとおり、各空き地などにコンテナを配置して回収している業者も2社ほどあるようでございます。確かにその分、市の収集に出される分が減っているような印象でございますので、市の歳入が減るとするのは御指摘のとおりでございます。一方で、市民の方にとりましては、紙類のリサイクルを24時間いつでも出せるという利便性の部分もあるのかなと個人的には思っているところです。社会トータルとしては紙のリサイクルが進むということで、そこまで悪いことでもなくて、社会面からはいい面もあるのかなと思っているところでございます。また、新聞社におかれましても月に1回収をされておりまして、特に高齢の方々が紙類は結構重いですので、ごみステーションに出すよりは、雨が降らない限りは新聞社の軒先の回収あるいは何かのついでに紙類コンテナの利用というの、進んでいるのかなと思うところでございます。いずれにいたしましても、そういった事情がなければぜひ市のリサイクルを利用していただいたほうが歳入になりますので、そこにつきましては、広報、啓発などの工夫をしてみたいと思います。

○委員（新橋 実君）

以前はそういうのはなかったわけです。新聞社も何年か前から集めるようになったんですけども、新聞社も市のほうに出していただいても構いませんというふうなことを書いているわけですから、非常に大きな金額になると思うわけです。市民の方はそういったことを御存じない方もいらっしゃると思うんですよ。市の財政になるのはどっちかということです。それがまた市民環境部のほうから還元されるわけですから、そういったこともすれば、市の財政にも直結するわけですので、そういったことも含めてして頂きたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員（中村満雄君）

もう一回市民課に伺いますが、先ほど市内で住所を変わられる方は転居で記載しているということで、42ページですが、ここで3,662件となっておりますが、今あるかどうか分かりませんが、この数字のこういったほうに動いていらっしゃるかとかを把握していらっしゃるでしょうか。いわゆる上場から下場とか、そういった移動の数字が分かっていたら教えてください。分かっていたら後からでも結構です。

○市民課長（佐多一郎君）

地区ごとで把握していますけれども、よろしいでしょうか。平成28年度で国分地区が1,873件、溝辺地区が138件、横川地区が72件、牧園地区が117件、霧島地区が85件、隼人地区が1,317件、福山地区が60件となっております。

○委員（中村満雄君）

これは出と入りといったことの数字はないんですか。例えば国分が1,873件というのは、国分へいらしゃったのか、国分から出ていかれたのかとか、そういったもの。

○市民課長（佐多一郎君）

すみませんでした。出と入りでお答えいたします。地区ごとでよろしいでしょうか。国分の転居の入りが3,241件、出が3,138件。溝辺地区の入りが235件、出が262件。横川地区の入りが132件、出が160件。牧園地区の入りが223件、出が268件。霧島地区の入りが136件、出が172件。隼人地区の入りが2,329件、出が2,229件。福山地区の入りが98件、出が165件となっております。

○委員（中村満雄君）

最初の数字とどうして違うんですか。国分が1,873件とおっしゃったのに、出が3,138件で、入りが何で3,241件になるのかということで。不思議な数字だなと。42ページにある数字は、転居3,662件ということで、その合計が、多分最初におっしゃったものの合計であろうと思っておりますけれども、あとからおっしゃった出入りの数字というのは何ですか。

○市民課長（佐多一郎君）

すみません、今のは人数でした。申し訳ございません。私が持っている資料が人数で。件数の入りは把握をしておりますませんでした。

○委員（宮本明彦君）

28ページ、地域まちづくり支援事業。平成28年度の決算額ですけれども、まちづくり計画書での各部の決算額、どれだけ建設部は使ったか、農林水産部が使ったかというところはお分かりになりますか。

○市民活動推進課主幹（宮田久志君）

平成28年度の決算額でございますが、現在、建設部と農林水産部から聞き取りを行った金額を把握しています。建設部が3億3,998万8,807円、それから農林水産部が2,783万391円という数字を各部から報告いただいております。前川原委員から、地区自治公民館運営支援事業の件で御質問があった際に、私が、地域振興補助金、地区活性化事業補助金と全く別物という回答をさせていただきましたが、この事業が地域振興補助金の中の一つの事業でございますので、地区活性化事業補助金とは全く別物というふうに訂正をお願いいたします。

○委員（新橋 実君）

牧之原のドームにネットを張っていただいたんですけれども、あれが何にもならないようなネットになっているんですけれども、本当はネットではなくて、防風のシートみたいなものを張ってただきたかったわけなんですけれども、風除けをしてもらいたかったんですけれど、ネットだと風も入るし雨も入るわけです。冬場が特に寒いわけなんですけれども、その辺の対応というのはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

まず御意見として寄せられたのが、寒い、風が強いと。ゲートボールのボールが風が強い時は転がっていくということでしたので、まず風を止めないといけないというのが一点。それから、高齢者の方々が1月、2月、3月寒い時に使われますので、その寒さ対策ということで、西側と北側の風を止めるために施工したものです。どうしても、設置の経緯から、防衛省の関係で建物に直接付けてはいけないということでしたので、ああいう形で柱を立てて付けさせていただきましたけれども、あそこをシートで、あるいは壁を造って固定をすると、強い風が吹いた時に非常に建物に当たったり、建物との緩衝が出てくるということで、70%ほど寒さとか空気とかを和らげるネットを今回は設置したということでございます。あれを100%遮断してしまうと、非常に危ないというようなこともあったことから、ああいうものを設置させてもらったということでございます。

○委員（新橋 実君）

それだったら、建物の外に防風シートを張って、フェンスか何か立てたほうが、返ってよかったと思います。今の状態では何にもならないと私は思います。建物とは別にネットを張って、そこにシートを張ったほうが返っていいと思います。せめて下だけでも、例えば1mでも2mでも。そういうふうな考えはなかったんですか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

この建物に対して何回もいろんな構造物を設置するというのは、確認をしながらさせてもらったんですけれども、確かにシートを別に立てて張れば、100%遮断はできたのかもしれませんが、いろんな制約がありまして、例えば、夏場の涼しい時は開け閉めをしないといけない。それから、冬場の寒い時に、寒さと強風を和らげてほしいということでしたので、ああいう形の施行をさせていただきました。有事の際とか、大きな災害があったときには、どうしても大きな車両が入るということでしたので、ああいう施行の方法しかなかったというのを現場で検討したところでございます。

○委員（新橋 実君）

現地をもう一回見ていただいて、網ですからまたシートを張ろうと思えば張れるわけなんですけれども、その辺は自己責任なんですか。もし、対応できない場合は、自己責任で張れということになる

わけですか。それで対応していいんですかね。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

どうしても100%の風，それから寒さは防御はできないけれども，計算上70%ぐらいはカットできるということでございましたので，そういう施工をさせてもらいましたけれども，まだこれでも寒いということになりますと，手を温めるとかですね。ボールが転がっていくのは軽減されたと確かに思います。しかし，寒いということに対して，自分で何かするという時は，手を温めるものを使ったりとか，そういったのは利用者には説明をしていきたいと思います。

○委員（新橋 実君）

冬場にしっかりと現地を見て，対応していただくようによろしくお願いします。

○委員長（常盤信一君）

ほかにないようですので，これで市民環境部関係の質疑を終わります。以上で，本日予定しておりました審査を全て終了いたしました。明日の審査も9時からです。本日はこれで散会します。

「散 会 午後 4時52分」